



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
3 月 20 日
号 外 （ 3 ）
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3月20日

滋賀県監査委員	野 田 藤 雄
〃	平 居 新 司 郎
〃	山 田 実
〃	谷 口 日 出 夫

第 1 監査のテーマ 危機管理について

第 2 監査の趣旨・目的

現在、行政の危機管理は大きな転換期を迎えている。従来の自然災害等だけでなく、新型インフルエンザや牛海綿状脳症（BSE）等の新たな危機への対処も必要となってきたり、また、ネットワーク攻撃等の外部要因や不祥事等の内部要因による多様な危機から行政機能を守る行政経営上の危機管理の必要性も高まっている。

今後、限られた資源で適切に多様な危機に備える必要があり、また、未然防止や減災など、可能な限り被害を最小限に留めるための各種の対策とともに、いざという時に組織全体で迅速かつ効果的に行う危機管理が極めて重要になってきている。

こうしたことから、県民の生命・身体および財産を守るため、未然防止と発生時の危機対応、業務継続計画（BCP）等の観点に重点を置き監査を実施することにより、今後の総合的な行政の危機管理に資することを目的にする。

第 3 監査対象機関

監査対象は、本庁各課、警察本部、地方機関、警察署、県立学校、試験研究機関、公営企業、行政委員会等すべてとするが、年次的に分割して実施することを想定するとともに、対象の部局等の中から機関を抽出して実施することとした。

平成25年度は、知事直轄組織（防災危機管理局を除く）、総合政策部、総務部、琵琶湖環境部、健康福祉部、商工観光労働部および関係地方機関を対象に、85機関が想定している危機およびその危機管理状況について事前調査を実施し、その結果を踏まえて概ね2割から3割の機関を抽出したところであり、最終的に19機関を対象として監査を実施した。

第 4 監査の着眼点

本監査では、『危機』を「地域社会や県民生活に対して、また円滑な県政運営に重大な損害や支障が生じる、または生じるおそれのある事象で、特に通常に対処の方法による対応が困難な事象」と定義し、その『危機』の管理状況について、特に以下の6点を着眼点に置き監査した。

- (1) 危機事象の適切かつ十分な想定について
- (2) 危機事象の未然防止について

- (3) 危機管理体制（人的・物的）整備について
- (4) 県民への広報・情報提供について
- (5) 危機管理の能力の向上および意識の高揚について
- (6) 業務継続計画について

第 5 監査執行年月日

平成26年 1 月16日、17日、20日、21日

第 6 監査の実施方法

監査の実施方法は、監査対象機関が想定している危機およびその危機管理状況について、提出された監査調査により事務局調査員が予備調査を実施し、その結果を踏まえて委員監査を実施した。委員監査は関係職員との対面により実施した。

なお、今回の監査は、一部監査側が想定した危機の管理状況について回答を求めたものもあるが、あくまで各対象機関が想定している危機について監査を実施したものであり、対象機関の事務事業すべてに関する危機管理状況を包括的に監査したものではない。

第 7 監査の結果および意見

1 想定危機一覧

対象機関	危 機 事 象 名
県民活動生活課	大規模地震による県民交流センター施設の一部破損
	地震等の自然災害による公文書センターに保管している公文書の毀損または消失
	総合事務支援システムへの悪意の侵害等によるシステム機能の停止
	大規模地震による消費生活相談業務が実施困難となる事案の発生
	消費生活相談における助言誤りにより、クーリング・オフができなくなる事案の発生
	公文書公開請求に対して決定期限までに公開決定等を行わず放置していた事案の発生
	消費生活相談事案の県民への情報提供の遅延によるさらなる被害の発生
情報政策課	大規模地震による情報通信基盤への被害の発生
	全庁共通利用システム等におけるシステム・機器の障害やウイルス感染、外部からの侵入、操作ミス等によるシステム機能停止 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県電子申請システム ・地域情報提供システム（しらしが） ・インターネットシステム ・職員認証基盤 ・総合事務支援システム ・ファイルサーバ ・総合行政ネットワーク（LGWAN） ・サーバ統合基盤
	びわ湖情報ハイウェイの機器障害や回線障害による機能停止
	電子計算機室における火災や温湿度異常、部外者の損壊行為による設置サーバの運用停止
	共通事務端末のウイルス感染による情報漏えいや障害拡散、盗難による機器消失やデータ漏えい
	入札執行前のシステム調達に係る部外秘情報の漏えい
	情報漏えいなど情報セキュリティに関する危機事案の発生

対象機関	危 機 事 象 名
税政課	地震、火災等による電算室の倒壊や税務システム機能の停止
	自動車税の課税誤り
	来庁者による暴言行為
	誤った滞納処分を行った事案の発生
事業課	競走場における火災の発生
	競艇開催時における集計機器の故障や集計ネットワーク障害の発生
	レース開催の中断による競走場内における騒擾事案の発生
	大規模地震の発生による競走場施設の一部損壊
環境政策課	地震、水害、工場等での事故や交通事故による大量の油・有害化学物質等の流出
	光化学スモッグによる多数の住民の健康被害の発生
	微小粒子状物質（PM2.5）により多数の住民に健康被害のおそれが生じる事案の発生
	環境監査対象機関における環境法令違反の発生
	浮遊粒子物質や二酸化窒素等による大気汚染の発生
	騒音・振動・悪臭により県民の生活環境に支障をきたす事案の発生
	土壌・地下水汚染の発生
琵琶湖政策課	琵琶湖における植物プランクトンの大量発生による利水への影響や悪臭の発生
	イベントにおける熱中症の発症や琵琶湖への転落事故の発生
	琵琶湖ルール監視活動時におけるプレジャーボート利用者とのトラブル
	琵琶湖における水草の異常発生
循環社会推進課	豪雨等による廃棄物処分場内の未処理浸出水の流域河川への流出
	大規模な地震や風水害等の発生により、廃棄物処理施設等が被災し、災害廃棄物の処理が困難な状況となる事案の発生
	大規模地震、水害、機器等の管理不備や操作ミスによる産業廃棄物処理施設からの污水や油等の流出
	土中に不法投棄されていた指定有害廃棄物が土砂崩れにより流出し、生活環境上支障をきたす事案の発生
	放射性物質により汚染された産業廃棄物の不法投棄事案の発生
	大規模地震により、RD ^{注1)} 二次対策工事で掘削中の法面が崩壊して有害ガスが発生し、周辺住宅地等に拡散する事案の発生
	RD二次対策工事において浸透水処理施設的能力を超える降雨が発生し、強風によりキャッピングシートが破損、浸透水がさらに増加するとともに、廃棄物が周辺の住宅地等に飛散した事案の発生

注1) 「RD」：旧アール・ディエンジニアリング最終処分場

対象機関	危 機 事 象 名
下水道課	大規模地震や水害により下水道機能が停止する等の事案の発生
	手続きの不備や積算ミスにより入札を中止する事案が発生
森林 保全課	豪雨や地震による山地被害の発生
	大規模な山火事の発生
自然 環境 保全課	台風や地震等による自然公園施設や長距離歩道の破損
	台風や地震等による指定管理者が管理する施設の破損
	入札の中止や落札決定の取消し等の事案の発生
	鳥インフルエンザがまん延し、県内の家禽類および人に感染する事案の発生
	狩猟免許試験問題の漏えい
健康 福祉 政策課	災害や大規模事故により人的・物的被害が発生し、災害ボランティアセンターの開設が必要となる事案の発生
	監査資料の入った鞆の置き忘れによる情報の漏えい
	風水害、地震、事故災害、原子力災害等により災害救助法が適用される甚大な被害が発生
健康 長 寿課	新型インフルエンザが発生し、国内や県内で感染が急速に拡大する事案の発生
	鳥インフルエンザの養鶏場従事者への感染事案の発生
	被災地の避難所において、歯科診療所の機能が停止し、誤嚥による肺炎等の患者が発生
	自然災害による以下の業務システムの運用停止やデータの毀損または消失 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患治療研究事業 ・ 栄養士免許に関する事務 ・ 不妊治療費助成事業 ・ 原子爆弾被爆者援護事務 ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業
	被災地の避難所において、集団生活に伴い、栄養状態が悪化する事態が発生
	災害時に先天性代謝異常等の検査が実施できなくなる事案の発生
	災害時にライフラインの途絶により、人工呼吸器や酸素等の医療機器などを使用する児童の療養生活に支障が生じる事案の発生
	災害時に透析医療機関の被災やライフラインの途絶により、人工透析の実施が不可能となる事案の発生
	被災地の避難所において、集団生活に伴い、慢性疾患の重症化や、感染症の集団発生等による健康状態の悪化等、保健師活動が必要となる事態が発生

対象機関	危 機 事 象 名
医務薬務課	大規模地震により原子力発電所で事故が発生し、放射性物質が大気中に放出される事態に発展
	大規模地震等による甚大な被害の発生により緊急の医療救護活動が必要となる事態に発展
	新型インフルエンザの大規模発生により多数の住民に健康被害が発生し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を供給する事態に発展
	無承認無許可・品質不良医薬品等の大量流通による大規模な健康被害の発生
	毒物劇物の流出により付近住民に大規模な健康被害が発生
生活衛生課	大規模地震、風水害、施設の老朽化等による水道施設の損傷や、原子力災害、油の流出事故等による水道水源の汚染
	温泉採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる爆発事故の発生
	重篤、大規模、特殊な食中毒事件の発生
	BSE の感染牛の食肉が市場に流通する事案の発生
甲賀環境事務所	自然災害や設備の故障、誤操作等により廃棄物処理施設が損壊し、汚水や油等が流出
	被災を起因とした工場施設等の損壊や交通事故などによる有害化学物質や油等の飛散・流出
	土中に不法投棄されていた指定有害廃棄物が土砂崩れにより流出し、生活環境上支障をきたす事案の発生
	不法投棄による環境の汚染
	光化学スモッグや PM2.5 等による健康被害の発生
高島健康福祉事務所	地震により庁舎が倒壊し、事務所機能が停止
	大規模地震等による多数の死傷者や建物全壊等の被害が生じ、湖西地域災害医療体制に基づく医療救護活動が必要となる事態に発展
	風水害や大規模地震により、物資の支援や福祉施設（医療機関）等の入所者（入院患者）の転院等が必要となる事態の発生
	地震災害や水害、原子力災害時において、人工呼吸器等の電源喪失により、難病患者の生命維持が困難となる事案が発生
	暖房用地下タンクから、灯油が河川・琵琶湖へ流出する事故の発生
	原因が特定できない健康被害が発生、拡大する事態が発生
	温泉採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる爆発事故の発生
	大規模地震、風水害、施設の老朽化等による水道施設の損傷や、原子力災害、油の流出事故等による水道水源の汚染
	重篤、大規模、特殊な食中毒事件の発生
	狂犬病に感染した犬による咬傷事故の発生
	無承認無許可・品質不良医薬品等の大量流通による大規模な健康被害の発生
	毒物劇物の流出により付近住民に大規模な健康被害が発生
	鳥インフルエンザのヒトからヒトへの感染が確認され、新型インフルエンザに認定される事態に発展

対象機関	危 機 事 象 名
中央子ども家庭相談センター	児童の生命に関わる重篤な虐待事案の発生
	家庭訪問時の保護者から職員への暴力行為の発生
	個人情報等を含む記録・資料が入ったケースファイルの紛失
	一時保護所における建物火災の発生
	大規模地震による建物の一部損壊、火災の発生
	虐待による保護児童の保護者の乱入事件の発生
	配偶者からの暴力（DV）による保護女性の関係者の乱入事件の発生
	保護児童の食物アレルギーによる重篤な中毒症状の発症
	大規模地震による一時保護所の建物の一部損壊、ライフライン等の被害の発生
	無断外出した保護児童が交通事故に遭遇する事案の発生
北部流域下水道事務所	薬品タンク等の破損や老朽化等による薬品や油等の漏えい、流出
	機器の故障による水処理、汚泥処理の停止
	管渠の老朽化による道路の陥没事故の発生
	汚水の流下不能による上流マンホールからの溢水
	マンホール周辺部の圧密沈下によるマンホール部の吐出
	下水道管の破損により下水道が使用不能となる事案の発生
	手続きの不備や積算ミス等による入札を中止する事案の発生
	工事入札、経理等に係る個人情報や機密情報等の漏えい
近江学園	大規模な火災による園生等が負傷する被害の発生
	大規模地震による建物内部の損壊や火災の発生により、園生等が負傷する被害が発生
	園生の入浴支援時における生命に関わる事故の発生
	夜間における入所児童の無断外出

2 機関ごとの意見

(1) 県民活動生活課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 県民交流センターに関すること

○危機事象

大規模地震が発生し、施設の一部が破損して負傷者が出るなどの被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県立県民交流センター消防計画」および「ピアザ淡海自衛消防組織」により自衛消防訓練を実施している。
- ・危機管理体制は、ピアザ淡海全体で役割分担している。
- ・ピアザ淡海防災センターに常時職員が2名勤務している。

イ 事業名 公文書センターの運営に関すること

○危機事象

地震等の自然災害により、文書庫で保存している公文書が毀損または消失する。

○危機管理の状況

- ・ガス系消火設備を備えた文書庫に、保存期間が3年以上の公文書を保存している。
- ・災害時の文書消失を回避するため電子決裁システムを導入している。
- ・耐震性に優れ、非常電源設備を備えるデータセンターに文書情報を保存している。
- ・過去の歴史的文書は、写真保存によるデジタルアーカイブ化を進めている。

ウ 事業名 総合事務支援システム（文書管理機能）の運用に関すること

○危機事象

総合事務支援システムの機能が停止、システムの機器がコンピュータウイルスに感染するなどシステムに対する悪意の侵害が発生する。

○危機管理の状況

- ・耐震性に優れ、非常電源設備を備えるデータセンターにシステムの機器を複数設置し、一部が故障しても運用を継続できるようにしている。
- ・システム障害による影響を最小限に抑えるため、保守事業者との連絡体制を整備するとともに、「総合事務支援システム（文書管理機能）緊急時対応計画書」を定めている。

エ 事業名 消費生活相談の対応に関すること

○危機事象

大津地域で大規模地震が発生し、相談業務の実施が困難となる。

○危機管理の状況

- ・地震等の災害発生により、県民活動生活課で相談が受けられない場合、相談は彦根市にある滋賀県消費生活センターで受けられる旨、ホームページ等を活用して周知することとしている。

オ 事業名 消費生活相談の対応に関すること

○危機事象

相談者への助言誤りにより、本来、クーリング・オフにより返金されるものが返金されなくなる。

○危機管理の状況

- ・消費者からの苦情相談に対して適切かつ迅速に助言等を行い、被害を救済するため、「滋賀県消費生活相談対応マニュアル」を整備している。
- ・研修等様々な機会を捉えて相談員の資質の向上を図るなど、消費生活センターにおける相談機能の充実・強化を図っている。

以上のほか、監査側において想定した危機の概要

ア 事業名 情報公開制度の適切な運用について

○危機事象

滋賀県情報公開条例に基づく公文書公開請求に対して、主務課所が決定期限までに公開決定等を行わず放置していた事案が発生した。

○危機管理の状況

- ・情報公開条例に基づく情報公開制度を適切に運用している。
- ・各主務課所が事務を処理するために必要なマニュアルの整備や職員研修の実施等、情報公開に関する総合的な企画および調整を行っている。
- ・情報公開請求に対する公開等の決定については、決定権限を有する各主務課所において行うこととしている。

イ 事業名 消費生活相談の対応に関すること

○危機事象

被害拡大が懸念される「危害危険」に関わる相談を受けたが、県民への情報提供が遅れ、さらなる被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・「危害危険」に関わる相談を受けた場合は、速やかに独立行政法人国民生活センターの運営する全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NETシステム）に情報を登載することとしている。
- ・消費者安全法に基づき、火災・死亡事故・30日以上療養を要するケース等は重大事故として消費者庁へ報告することとされている。
- ・消費者庁は、迅速に情報の集約・分析を行い、取りまとめた結果を関係機関に提供するとともに、当該結果を公表することとしている。
- ・本県においても、消費者安全法に基づき、通常業務として「危害危険」事案への対応を行っている。

監査の意見

① 情報公開制度の適切な運用について

公文書公開請求に対する事務処理については、事務決裁規程に基づき各主務課所の長の権限において行うこととなっている中で、平成25年11月、公文書公開請求に対して決定期限までに公開決定等を行わず放置していた事案が発生し、情報公開制度の信頼を著しく低下させたことは誠に遺憾である。

このことを受け、県民情報室では各主務課所に対する情報公開制度の研修会の開催や、事務処理の情報を共有するため情報公開請求事務処理簿を例示するなどの対応をされたにもかかわらず、平成26年2月、再び同様の事案が発生したことから、県民情報室では情報公開の事務取扱要領を改正し、情報公開請求事務処理簿を要領の様式に位置付け、記載を義務付けるなど対策を強化されたところである。

情報公開制度とは、県が保有している情報を原則公開し、県政の諸活動を県民に説明する責任を全うするとともに、県民と情報を共有し、県民役の県政を進めるための制度である。また、平成24年度の文書公開請求の件数が前年度の1.22倍の1,322件となるなど、身近な制度として定着していることから、今後とも県民情報室は、情報公開制度がより適切に運用されるよう、実効ある措置を検討されたい。あわせて、各主務課所に対する必要な支援・指導を行われたい。

(2) 情報政策課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 業務継続計画の運用維持に関すること

○危機事象

大規模地震が発生し、情報通信基盤（ネットワークや全庁共通システム）に被害が生じ、県の災害時優先業務の実施・継続ができない。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県業務継続計画（震災編）」に基づき、情報政策課の個別計画として「業務継続計画（情報政策課）」を策定している。
- ・「業務継続計画（情報政策課）」では、情報政策課の責務遂行（情報通信基盤の早期復旧）、来訪者、職員、関係者の安全確保、計画の有効性の維持・改善および外部事業者等との連携などを定めている。
- ・机上訓練（年1回）や緊急時連絡・安否確認訓練（年2回）、代替ネットワーク敷設実地訓練（年1回）を実施し、危機管理の手順を課員全員で確認している。

イ 事業名 全庁共通利用システム等の管理・運用

（個別事務事業名）

- ・滋賀県電子申請システム
- ・地域情報提供システム（しらしが）
- ・インターネットシステム
- ・職員認証基盤
- ・総合事務支援システム
- ・ファイルサーバ
- ・総合行政ネットワーク（LGWAN）
- ・サーバ統合基盤

○危機事象

システム・機器の障害やウイルス感染、外部からの侵入、操作ミス等が発生しシステムが停止する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県情報セキュリティ対策基準」を危機管理計画に位置付けている。
- ・システムが停止した際の早期復旧などを目的に、状況の把握や緊急の措置、原因の究明、対処措置の手順を定めている。
- ・運用保守定例会において、実際に発生した障害の情報を蓄積・整理し、分析を行っている。
- ・県および保守事業者で業務実施体制表を作成しており、年度初め等に更新を行い、情報の共有化と連絡体制の確立を図っている。

ウ 事業名 びわ湖情報ハイウェイの管理・運営

○危機事象

機器や回線の障害により機能停止が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県情報セキュリティ対策基準」を危機管理計画に位置付けている。
- ・びわ湖情報ハイウェイに関わる障害の状況を管理・分析し、良好な情報ハイウェイの運営が行えるよう、予防保全を講じている。
- ・ネットワークの使用不能その他非常時に備え、連絡体制の整備を図り、災害等による影響を最小限に抑えるよう努めている。
- ・障害発生箇所の早期把握が可能な体制を整備している。

エ 事業名 電子計算機室等の管理・入退室管理

○危機事象

火災や温湿度異常、部外者の損壊行為による設置サーバの運用停止が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県情報セキュリティ対策基準」を危機管理計画に位置付けている。
- ・ガス系消火設備や冗長化した空調設備を整え、指紋認証システムおよび監視カメラによる入室者管理を行っている。
- ・停電および設備の老朽化に対応するため、データセンター等最適な環境へのシステム移行を推進している。

オ 事業名 共通事務端末の管理・運用

○危機事象

ウイルス感染による情報漏えいや障害の拡散、盗難による機器消失やデータ漏えいが発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県情報セキュリティ対策基準」を危機管理計画に位置付けている。
- ・すべての共通事務端末に専用の対策ソフトウェアを導入し、ウイルスへの感染を防止しているほか、日常の端末利用において実施すべき対策について周知を図り、利用者の意識の高揚に努めている。
- ・ウイルスが発見された場合、職員 IT サポートセンターにおいて回復に必要な作業（端末の初期化等）を実施している。
- ・共通事務端末にインストールされているソフトや稼働状況について、ネットワーク経由で把握できる専用のソフトウェアを導入し、定期的な情報収集や検査等を実施している。
- ・地方機関では、端末をワイヤーロックで固定し、盗難を防止している。

カ 事業名 情報システム調達の最適化

○危機事象

執行準備段階のシステム関連入札等に係る部外秘情報の漏えいが発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県情報セキュリティ対策基準」を危機管理計画に位置付けている。
- ・想定している危機において漏えいのおそれがある情報については、電子化（データ化）を進めるとともに、電子化された情報に対して電磁的な利用制限（利用認証等）をすることにより、不知・過失による漏えいを未然防止するよう努めている。
- ・所属職員に対しては、部外秘情報の漏えいを含む情報セキュリティ事故への対策の実務に取り組む中で、スキルの習得や事例・経験の共有を図っている。

以上のほか、監査側において想定した危機の概要

ア 事業名 滋賀県の情報セキュリティ対策

○危機事象

情報漏えいなど情報セキュリティに関する危機事案が発生した。

○危機管理の状況

- ・県における情報セキュリティ対策のPDCAを継続的に実施するサイクルを確立することにより、セキュリティ対策の水準の向上を図っている。
- ・「情報処理規程」や「滋賀県情報セキュリティ対策基準」等のセキュリティポリシーを制定し、インターネット不正アクセス防止等の技術的セキュリティ対策やデータセンターへのサーバ設置等の物理的セキュリティ対策、情報セキュリティ研修等の人的対策などを実施している。

監査の意見

① システム停止への対応

県民サービス向けのシステム等が故障などで停止した場合でも、当該システムを使わず手処理等に切り替え、最低限必要なサービスだけは継続して提供する必要があるが、現状は困難な状況となっている。

※「4（特に重要と考えられる危機管理について）」において、「情報システム停止への対応について」意見を記述。

② 情報システムの障害およびセキュリティ対策

災害発生時の対応に稼働を要するシステムもあり、また、情報技術が日々進化している中で、平成25年度において外部からの不正アクセスをブロックした件数は11月末で既に67万件を超えていることから、情報システムの障害やセキュリティについて、さらなる対策が必要となっている。

※「4（特に重要と考えられる危機管理について）」において、「情報セキュリティ対策について」意見を記述。

③ 専門的な技術や知識を持った職員の確保と育成について

情報政策課の職員は、一般試験により採用された職員で、ITの専門職員ではなく、素質や適性のある職員が専門的な技術を身に付ける必要がある。そのため、在籍年数が長期化する傾向にあるが、場合によって職員のモチベーションに関わると考えられることから、情報システムに関する専門的な技術や知識を持った職員の確保・育成との折り合いが課題となる。

については、在籍年数が長期にわたる職員に対して新しい技術や知識を習得する機会を提供するなど、そのモチベーションの維持を図りながら、専門的な人材の確保・育成に努められたい。

(3) 税政課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 賦課徴収事務

税務総合システムの管理・運用

○危機事象

- 大規模地震の発生により電算室が倒壊する。
- 火災発生により機器が破損し、税務システムが停止する。

○危機管理の状況

- ・データは日次で、システム情報は週1回バックアップを行い、分散遠隔地保管している。
- ・施設・設備については、電算室の耐震化や倒壊防止対策のための機器の固定などが行われている。
- ・各県税事務所においては、サーバを設置し、電算システム（ホストコンピュータ）が停止した場合においても窓口業務が行えるよう、単独で稼働する窓口用システムを整備している。
- ・現在検討中の次期システムにおいては、システムをオープンシステムとして再構築することにより、機器破損時における再調達期間を大幅に短縮するとともに、機器をデータセンターに設置するなど安全性を高める方向で検討している。

イ 事業名 自動車税の課税事務

○危機事象

自動車税（課税台数50万台以上）について、税額、課税の適否、納税通知書の記載内容等を誤って課税（納税通知書の送付）を行った。

○危機管理の状況

- ・「自動車税当初納税通知書発付に係る危機対応マニュアル」に基づき迅速に対応することにより、課税誤りによる影響（県民等に与える不利益等）の拡大を防ぐこととしている。

- ・平成25年度に、課税免除対象の自動車3台について課税を行う課税誤りの事案が発生したが、対象納税者へ迅速な謝罪や説明を行った。また、同様の誤りの有無や原因を調査するとともに、課税誤りの発生防止対策として、申告書受付時のチェック体制の強化や対象となる自動車の登録データと申告書から作成しているデータとを突合できるように税務システムを改修しているところである。
- ・適正課税を行うため、研修や担当者会議等により税制度の正確な理解や意識の向上を図るように努めている。

ウ 事業名 県税の賦課徴収事務

○危機事象

窓口において課税や納税に関する相談に対応していたところ、来庁者が暴言を発し始める。

○危機管理の状況

- ・基本方針として、複数職員で対応し、対応記録をとることや、警察署の電話番号を事務所内に掲示するなどの通報体制の整備を図っている。
- ・県税と警察による滋賀県税務行政対象暴力対策協議会を組織し、情報共有や連携強化を図っている。
- ・各県税事務所においては、窓口ヘカラーボールの配置等を行うとともに、職員に危害が及ぶおそれがある時は警察官の来所を求め、発生事案の対応について助言を受けている。
- ・徴収職員に対する滞納者対応の折衝研修やグループリーダーに対する多様な来庁者を想定した研修等を実施し、対応能力の向上を図っている。

エ 事業名 徴収事務

○危機事象

未納である県税について滞納処分を行ったところ、誤って別人の財産を差押さえた。

○危機管理の状況

- ・滞納処分は、地方税法および国税徴収法等に基づく公権力の行使であり、また個人情報保護の観点からも研修の実施等によりこれまでから慎重な対応に努めている。
- ・平成25年度に誤った滞納処分の事案が発生し、これを受けて滞納整理・滞納処分を一層適正に執行するため、住民票による所有者の再確認や必要な項目を確認するためのチェックシートを作成するなどの取組を進めるとともに、税務職員研修や徴収担当者会議において事例の検証を行うなどにより、意識の向上を図っている。

監査の意見

① 税務システムがダウンした場合の対応について

税務システムにおいては、ホストコンピュータが大規模な破損等により停止した場合、県税事務所に設置しているサーバで納税証明書の発行などの窓口業務は実施可能である。しかし、ホストコンピュータの停止が長期間に及ぶと、電算システムによる収納データ等の更新が行えないことから、事務所は手作業で対応しなければならない。

税政課では、税務システムについて、平成26年度から3か年計画で、新システムへの更新を予定している。新システムでは、現在使用している大型汎用機システムから再調達が可能でサーバシステムに変更することにより、大規模な破損等が発生した場合に、より迅速な機器等の入替えが可能となり、業務を継続できるよう準備を進めているが、事務所においては、依然として復旧までの間、手作業により処理しなければならないことが考えられる。

については、今回のシステム更新に合わせ、それぞれの業務について、障害等システム停止時に、最低限継続しなければならない業務の洗出しやその業務の実施方法を検討するなど、県民に対する継続したサービスの提供に努められたい。

② 専門的人材の確保と育成について

税務システムの構築・運用や毎年度実施される税制改正等に対応するためには、法令の条文や規則から通知まで税制度に関する専門的知識と税のシステム全体の実務経験を有する人材が不可欠である。

このため、職員の在籍年数が長期化する傾向にあるが、さらに専門性を高める意欲を有する職員には、これを支援するとともに、専門的な知識・経験を若手職員へ伝達し育成につなげることが求められる。

については、税務事務の重要性に鑑み、在籍年数の長期化との折り合いを考慮しながら、専門的人材の

確保と育成に努められたい。

(4) 事業課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 競走場の施設整備・保守管理に関すること

○危機事象

スタンド内のレストランの厨房から発火し、火災が発生する。

○危機管理の状況

- ・火災発生時は、来場者の人命確保や混乱緩和、開催資金の保護を基本方針として対応を図ることとしている。
- ・人命の安全、被害の軽減、二次的災害の防止等を目的として、「びわこモーターボート競走場消防計画」に防火・防災管理についての必要な事項を定め、当該計画に基づいた体制整備や未然防止対策、訓練等を実施している。
- ・地震総合訓練および火災訓練を大津市中消防署の立会いのもと実施し、職員の意識と緊急時対応能力の向上を図るとともに、結果の講評内容等を参考に随時体制等の見直しを行っている。

イ 事業名 競艇事業に関すること

○危機事象

集計機器の故障や集計ネットワークの障害が発生し、直ちに復旧が不可能なため、開催を中止した。

○危機管理の状況

- ・全国モーターボート競走施行者協議会の定める「中止・順延時等の対応」、事業課の定める「びわこ競艇場危機管理マニュアル」に基づき、危機対応を行っている。
- ・集計ネットワークに障害が発生しても予備回線に切り替わり、開催に支障が生じないように努めている。
- ・機器の保守については業者が毎日実施し、危機事象の未然防止に努めている。

ウ 事業名 競艇事業に関すること

○危機事象

何らかの理由でレースの開催が中断され、怒ったファンが暴徒化し場内が騒然となる。

○危機管理の状況

- ・「びわこモーターボート競走場自衛警備要綱」により、競走場内の秩序維持に万全を期している。
- ・警備員（警備会社）および調査員（県警OB）を配置し、騒擾等の非常事態が発生するおそれがある場合においても、早期に対応を行うことで非常事態の未然防止または収拾を図っている。
- ・騒擾事案が発生した想定で、施行者、警備員、従事員、調査員等総員が参加する対応訓練を年 1 回行っている。

エ 事業名 競走場の施設整備・保守点検に関すること

○危機事象

大規模地震の発生により、スタンドが損傷、テレビモニターの落下や天井の一部崩落などの被害が生じ、多数の負傷者が出る。

○危機管理の状況

- ・大規模地震発生時は、来場者の人命確保や混乱緩和および開催資金の保護を基本方針として対応を図ることとしている。
- ・人命の安全や被害の軽減、二次的災害の防止等を目的として、「びわこモーターボート競走場消防計画」に防火・防災管理についての必要な事項を定め、当該計画に基づいた体制整備や未然防止対策、訓練等を実施している。
- ・地震総合訓練および火災訓練を大津市中消防署の立会いのもと実施し、職員の意識と緊急時対応能力の向上を図るとともに、結果の講評内容等を参考に随時体制等の見直しを行っている。

監査の意見

① びわこモーターボート競走場における災害時の対応について

競走場は、国道沿いの利便性がある場所に立地しており、建物も広く、さらに自家発電設備を整備していることから、災害時要支援者の受入れ条件が整っている。

「びわこモーターボート競走場消防計画」の備蓄方針では、職員に対する備蓄の定めがあるが、必要な数量の備蓄がされていない。また、消防計画では、帰宅困難者への対応が必要とされているが、来場者については備蓄を想定していないなど、受入れ態勢の整備が十分とは言えない。

このため、事業運営者の立場から、職員はもとより、来場者が帰宅困難となった場合への対応を検討することが求められる。加えて、競走場の立地条件や規模の大きさに鑑み、当該公共施設を管理する立場から、地域の要支援者などの一次避難所として使用されることも現実的に想定しておくことが考えられる。

については、事業運営者として、また、公共施設の管理者として、要支援者対策等を含めた災害時の対応について、さらに検討されたい。

(5) 環境政策課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 水質事故に関すること

○危機事象

地震や水害ならびに工場・事業場での事故や交通事故の発生により、大量の油・有害化学物質が流出する。

○危機管理の状況

- ・「水質事故時における対応マニュアル」により、水質事故を把握し次第、関係機関に情報を伝達し、現場確認および被害を最小限に抑えるための対応を行うこととしている。
- ・水質事故後には、事故の規模に応じて事故事例の検証を行うこととしている。
- ・各環境事務所の職員が、毎年度約200工場・事業場の立入調査を実施し、水質事故等の未然防止のための啓発・指導を行っている。

イ 事業名 光化学スモッグに関すること

○危機事象

光化学スモッグの発生により多数の住民に健康被害が生じる。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県光化学スモッグ緊急時対策マニュアル」および「光化学スモッグ注意報マニュアル」により危機事象の管理を行っている。
- ・県内9箇所（その他大津市4箇所）で光化学スモッグの原因物質であるオキシダント濃度を測定し、注意報等発令基準以上のオキシダント濃度になれば、気象条件を勘案して光化学スモッグ注意報等を発令している。
- ・光化学スモッグ注意報等発令時には、県民へ速やかに情報提供するとともに、大量ばい煙発生事業者等に対し、ばい煙等の排出削減措置をとるよう要請を行うこととしている。

ウ 事業名 微小粒子状物質（PM2.5）に関すること

○危機事象

PM2.5の発生により多数の住民に健康被害のおそれが生じる。

○危機管理の状況

- ・「PM2.5対応マニュアル」により危機事象の管理を行っている。
- ・県は、7箇所（その他大津市2箇所）でPM2.5濃度を測定している。
- ・毎朝、県のホームページに、一般の人が日中の行動の参考となるPM2.5の数値を掲載するとともに、報道機関に数値を提供している。
- ・注意喚起基準を策定し、基準以上になれば、注意喚起を行う体制を整えるとともに、国の検討状況に合わせて、同基準の見直しを行っている。

以上のほか、監査側において想定した危機の概要

ア 事業名 環境マネジメントシステム体制および運用について

○危機事象

環境監査対象機関において、環境法令違反が発生する。

○危機管理の状況

- ・環境マネジメントシステムについて、環境方針に基づき 4 つの基本方針に沿った取組を進めるため、所管部局に「部門管理責任者」を置き、それぞれの取組に応じた推進体制と PDCA サイクルに基づく進行管理を行うとともに、滋賀県環境経営会議において各取組の評価および見直しを行っている。
- ・環境マネジメントシステムのうち、「環境法令等の遵守、汚染の未然防止」を取り扱っている「環境リスクマネジメント (ERM)」の運用状況は、「環境リスクマネジメント実施要領」等を作成し、環境リスクマネジメント地方事務局職員 (環境事務所職員) 等が中心となって、各環境法令等が適用される所属に対して監査を実施している。

イ 事業名 環境管理 (その他大気汚染)

○危機事象

浮遊粒子状物質や二酸化窒素等による大気汚染が発生する。

○危機管理の状況

- ・浮遊粒子状物質や二酸化窒素等による大気汚染については、少なくとも過去 10 年にわたり、健康被害が生じるおそれがある注意報等の発令基準だけでなく、環境基準も下回って推移し、年々減少傾向にあり、全国の大気汚染の状況を見てもおおよそ減少傾向にある。
- ・大気汚染防止法の運用により大気汚染の未然防止対策を図っている。
- ・常時監視システムにより大気環境の監視体制が構築されている。

ウ 事業名 騒音・振動・悪臭について

○危機事象

騒音・振動・悪臭により県民の生活環境に支障をきたす。

○危機管理の状況

- ・騒音・振動・悪臭による生活環境への支障についてそれぞれ、騒音は騒音規制法、振動は振動規制法、悪臭は悪臭防止法の運用等により対処されてきており、苦情等があれば担当部署により原因者への指導等が行われている。
- ・騒音・振動・悪臭に関する主な事務については、法律または県特例条例により市町の業務となっている。

エ 事業名 環境管理 (土壌汚染対策・地下水保全)

○危機事象

土壌・地下水汚染が発生する。

○危機管理の状況

- ・土壌や地下水の汚染については、危機事象として挙げた水質事故と比較して汚染の拡散規模が小さく、かつ、土壌汚染対策法や水質汚濁防止法等の運用によりモニタリングや未然防止制度が構築されている。

監査の意見

環境政策課の事務事業については、環境関係法令等に基づき通常業務として対応している性格のものであり、特別な危機管理対応が必要でないことから、今回の監査においては特に付すべき意見はなかった。

(6) 琵琶湖政策課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 プランクトン異常発生状況調査

○危機事象

琵琶湖において、植物プランクトンの大量発生により、利水への影響が生じたり、悪臭が発生したりする。

○危機管理の状況

- ・アオコが発生する時期に、発生状況を確認するため県および関係市が協力して定期監視パトロールを実施している。
- ・淡水赤潮が発生する時期には、県の関係機関および関係市等からの通報および情報を収集している。
- ・発生を確認した場合は公表するとともに、関係機関に情報を提供している。

イ 事業名 外来魚駆除釣り大会の開催

○危機事象

びわこルールキッズ事業外来魚駆除釣り大会において、参加者に熱中症の発症や琵琶湖への転落事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・釣り大会開催時には、帽子や飲物の配布等の熱中症対策、ライフジャケットの配布や浮き輪の準備等の琵琶湖への転落対策および簡易ベッドの設置や緊急時における近隣病院への受入れ依頼（夏季）等の要救護者対策等をマニュアルに定めて運営している。

以上のほか、監査側において想定した危機の概要

ア 事業名 プレジャーボート取締（適合証等）関係事業

○危機事象

琵琶湖ルール監視活動時にプレジャーボート利用者とのトラブルが発生する。

○危機管理の状況

- ・琵琶湖を航行するプレジャーボートについて、航行規制水域における航行規制、水質負荷の低減のための従来型2サイクルエンジンの使用禁止、エンジンが「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に適合しているかどうかを識別するための「適合証」の表示義務等の琵琶湖ルールを定めており、陸上、湖上から監視活動を行う際は、連絡体制を整備し、複数職員により対応している。

イ 事業名 水草刈取事業

○危機事象

琵琶湖に水草が異常発生する。

○危機管理の状況

- ・平成6年の大渇水以降、南湖における水草の増加が著しく、水草の異常繁茂は湖流の停滞、湖底の泥化の進行、溶存酸素濃度の低下等自然環境や生態系に影響を与え、また、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う悪臭の発生等生活環境にも影響がある。
- ・想定される様々な影響（危機）を軽減し健全な生態系を再生するため、琵琶湖政策課のみならず、水産課や流域政策局河川・港湾室、下水道課等による水草対策チームを設置し、全庁的に水草刈取事業を実施している。

監査の意見

琵琶湖政策課の事務事業については、琵琶湖の保全のための調査や対策を行っており、本監査で定義する緊急対応が必要な危機が想定される事務がないことなどから、今回の監査においては特に付すべき意見はなかった。

(7) 循環社会推進課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 環境事業公社の経営に関すること

○危機事象

想定外の豪雨等により、廃棄物処分場内の浸出水が施設の処理能力を超過し、オーバーフローした未処理浸出水が流域河川に流入する。

○危機管理の状況

- ・クリーンセンター滋賀の廃棄物処分場内における要処理水量増減のシミュレーションや豪雨時の対応策の検討に循環社会推進課員も参加し、危機管理情報の共有化と助言を行っている。

- ・水処理施設は350m³/日(通常100m³程度)と十分余裕を持った処理能力を確保しているほか、非常時の備えとして合計42,850m³分の貯留槽を保有している。
- ・未処理浸出水が施設の貯留能力を超過しないよう事態の未然防止策を講じるとともに、万が一、貯留能力を超過した場合にあっては、その影響をクリーンセンター滋賀の敷地内に留めることとしている。
- ・事故発生時の公表については、循環社会推進課と公社の連名で記者発表やホームページへの掲載を行うこととしている。

イ 事業名 災害廃棄物の広域処理調整に関すること

○危機事象

大規模な地震や風水害等が発生し、滋賀県内における廃棄物処理施設等が甚大な被害を受け、各市町における家屋等の全半壊や避難所等から発生する災害廃棄物の処理が困難な状況となる。

○危機管理の状況

- ・各市町等が単独で災害廃棄物の処理が困難となった場合を想定し、被災市町等と被災していない他の市町等や民間団体との災害廃棄物の広域処理が行われるよう必要な調整を図ることとしている。
- ・滋賀県職員が災害廃棄物の広域処理調整を行う際に必要な業務を整理したマニュアルを作成している。

ウ 事業名 産業廃棄物処理施設許可・指導業務

○危機事象

大規模地震や水害等による被災、機器等の管理不備や操作ミスにより、事業者の産業廃棄物処理施設から汚水や油等が流出して環境汚染が生じる。

○危機管理の状況

- ・事業者対応のみでは早期の事故収束が見込めない場合は、環境汚染対策として油回収等の措置を講じることとしている。
- ・事故発生時の対応マニュアルを作成する際の指針として、緊急連絡の方法、関係機関への報告、事故後の対応、教育・訓練等の項目と内容および留意点等について、環境省作成の「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」を事業者に示している。
- ・毎年1回以上、事業所の立入検査を実施して処理施設や消火器等の整備状況を確認している。
- ・油流出事故時等の現場対応については、環境事務所が実施することとしており、オイルフェンス等を備蓄している。

エ 事業名 産業廃棄物の不法投棄および不適正な処理の防止および対策に関すること

○危機事象

土中に埋設されていた指定有害廃棄物(硫酸ピッチ入りドラム缶)が、土砂崩れにより流出した結果、不法投棄事案が発覚し、生活環境保全上の支障が生じた。

○危機管理の状況

- ・生活環境保全上の支障の拡大を防ぐことを基本方針としている。
- ・「産業廃棄物不法投棄事案初動調査マニュアル」により、初動調査の具体的な内容・手順を定めている。
- ・監視パトロールの継続実施や警察、市町、近隣府県市、地域住民との連携により監視取締活動を行い、不法投棄の未然防止・早期発見に努めている。
- ・事案認知以降は、必要に応じて周辺環境への影響調査、監視モニタリング等を実施するとともに、応急保全措置(撤去是正されるまでの間の一時的な移設保管)を講じることとしている。

オ 事業名 産業廃棄物の不法投棄および不適正な処理の防止および対策に関すること

○危機事象

東日本大震災に伴う原発事故由来の放射性物質により汚染された産業廃棄物が、県外から持ち込まれ、不法に投棄された疑いがあるため、緊急的に対応する必要が生じた。

○危機管理の状況

- ・監視パトロールの継続実施や警察、市町、近隣府県市、地域住民との連携により監視取締活動を行い、不法投棄の未然防止・早期発見に努めている。
- ・事案認知以降は、環境省と協議しながら、撤去是正を求めるための事実確認を進めるとともに、住民の

不安解消を図るため、飛散・流出の防止措置や環境モニタリングを継続的に実施することとしている。

カ 事業名 旧最終処分場二次対策工事

○危機事象

大規模地震の発生により、掘削中の法面の崩落が発生して作業員に負傷者が出るとともに、有害ガスが発生して周辺住宅地等に拡散する。

○危機管理の状況

- ・作業員の安全を確保しつつ、周辺住宅地等における生活環境保全上の支障を最小限に留めることとしている。
- ・有害ガスの発生を抑制するため、浸透水位を低下させることとしている。
- ・毎週行っている旧処分場周辺環境調査時に合わせて場内確認を実施している。
- ・施工中は、請負業者が毎日着手前にガス等の測定および現場の安全確認を実施している。
- ・工事実施時に請負業者と協議し、災害時における対策マニュアルと体制を整備することとしている。
- ・有害ガスの発生が確認された場合、緊急連絡網で周辺住宅等に連絡を行い、硫化水素に対しては抑制剤を常備し、直ちに発生源に散布する。

キ 事業名 旧最終処分場二次対策工事

○危機事象

工事中の浸透水処理施設の能力は、過去15年間の降雨状況に基づいて設定しているが、これを超える降雨が発生した。また、強風によりキャッピングシートが破損し、浸透水がさらに増加するとともに、廃棄物が周辺の住宅地等に飛散した。

○危機管理の状況

- ・周辺住宅地等における生活環境保全上の支障を最小限に留めることとしている。
- ・日常的に浸透水処理施設の能力内で水位をできるだけ低減させ、処理施設の能力を超える降雨に備えている。
- ・強風に備えて確実にシートの固定を行うこととしている。
- ・毎週行っている旧処分場周辺環境調査時に合わせてキャッピングシート等の確認を実施している。
- ・施工中は、請負業者が毎日着手前にキャッピングシート等の確認を実施し、常駐時に各浸透水井戸の揚水状況を確認している。

監査の意見

① クリーンセンター滋賀における障害発生時の公表について

クリーンセンター滋賀は、産業廃棄物管理型最終処分場であり、「安全・安心」、「開かれた施設運営」など五つのこだわりを理念に、公益財団法人滋賀県環境事業公社がその経営に当たっている。

クリーンセンター滋賀では、災害や事故などにより、廃棄物処分場内から未処理浸出水が流出することなどが考えられるが、事故を公表すべきか否か判断するため、内容・程度等の具体的な基準が定められていない。

事故等発生時の公表の仕方を誤ると、恣意的に情報を隠匿していたと受け止められたり、地域住民に不必要な不安を与えたりすることになりかねない。公表の基準を定めておくことは、施設を管理する者として、説明責任を果たす出発点でもある。

については、クリーンセンター滋賀の経営理念に則り、事故等発生時における公表基準を定めておくことについて、環境事業公社に対して助言・指導されたい。

(8) 下水道課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 流域下水道の経営および維持管理に関すること

○危機事象

大規模地震による処理場（水処理施設、汚泥処理施設等）、管渠・マンホール、ポンプ場等の損傷、台風や前線に伴う集中豪雨等の異常な自然現象により、下水道施設の機能停止や汚水の溢水が発生する。

○危機管理の状況

- ・下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は社会全体の復旧活動と県民の生活に与える影響が大きい。そのため、下水道の機能を中断させず、たとえ中断しても早期に復旧できるようにする。
- ・「滋賀県流域下水道災害等対策要綱」を定め、滋賀県が管理する流域下水道施設に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に備えて、その情報の収集、伝達および報告ならびに応急対策について明確にし、下水道施設の機能保全に万全を期すこととしている。
- ・市町が管理する公共下水道施設についても、情報集約や連絡調整を図ることとしている。
- ・阪神淡路大震災を契機に下水道施設の耐震基準が大幅に改定されたところであり、その基準に基づいて処理場や管渠、ポンプ場の耐震診断を行い、その結果を踏まえて耐震対策に取り組んでいる。
- ・耐震対策が物理的、技術的、経済的に困難で、処理場全体の機能停止につながる施設については、施設の危険度や処理機能へ与える影響度を考慮し、主要な構造部を重点的に補強し、施設全体の安全性（崩壊に至らない）を確保するため、優先順位や効果を検討しながら整備を進めている。
- ・各処理区において「大雨等の異常時における運転計画書」により、円滑かつ安定的に施設運転ができるよう、大雨等の異常時の運転操作方法を定めている。

イ 事業名 建設工事の入札および工事経理等に関すること

○危機事象

下水道工事の入札事務において、手続きの不備、積算ミスにより入札を中止し、公共工事に対する県民の信頼を損ねた。

○危機管理の状況

- ・「入札公告チェックリスト」および「下水道工事設計書改算チェックリスト」により複数職員でチェックを行い、ミスの防止に努めている。
- ・土木交通部の入札契約に関する取組の準用や危機事象の検証を行い、適宜、改善を図っている。

監査の意見

① 水害・大規模地震などの被害想定について

平成25年台風18号の豪雨では、平常時の約6倍を超える大量の汚水が下水道管に流入し、下水処理能力をオーバーした。

このため、ポンプ場の水没に伴う設備の損傷等による施設の機能停止や下水道マンホールから汚水の溢水等の被害が発生し、下水道機能が一部停止になるなど、想定を超える事態に至った。

今回の災害を教訓とし、被害想定に当たっては、下水道の施設の状況、気象条件、自然的・社会的環境等を踏まえた十分な検討を行う必要がある。

については、下水道施設について、不明水の実態調査や原因究明結果をもとに、対策の検討および実施に取り組み、今後の水害や大規模地震に備えられたい。

② 下水道機能停止時の広報について

平成25年台風18号の水害により、下水道機能が一部停止した際、県から各市町に下水道使用自粛について広報を依頼したが、広報の内容が県民に一部正確に伝わらずに県や市町に多くの問合せ等があった。

については、下水道機能停止時の広報について、市町との協議のもと、被害の状況に応じた広報の内容や伝達手段などをあらかじめ定め、迅速で的確な広報活動が行えるよう努められたい。

③ 関係機関の連絡体制について

下水道の危機管理体制については、防災関係機関相互の協力体制の推進により、体制整備や復旧・復興活動における広域応援体制の確立を図るものとされ、また「滋賀県防災危機対応マニュアル」では、県組織の部局横断的な対応の基本的な考え方が、さらに、「滋賀県流域下水道災害等対策要綱」においては、災害時の情報管理、応急対策等の事項や市町との情報の集約・連絡調整について定められている。

こうした中で、情報連絡体制図をみると、実態としては連携されていると考えられるが、県の組織として地域の防災・危機管理を統括すべき地域防災監が位置付けられていない。

については、緊急時には業務や情報が錯そうすることが十分考えられるので、地域防災監を情報連絡体制図に位置付けられたい。

(9) 森林保全課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 森林の保全に関すること

○危機事象

豪雨や地震により山地災害が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」では治山事業の推進が、また、「同計画（風水害等対策編）」では「土砂災害予防計画」が定められている。
- ・災害発生箇所についての再度災害の防止、土石流や山腹崩壊が懸念される箇所における予防的対策を目的とする治山工事を実施している。
- ・林業に係る災害の発生に際し、被災の状況を的確かつ迅速に把握し、災害復旧対策等を実施している。

イ 事業名 森林の保全に関すること

○危機事象

大規模な山火事が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）」では「林野火災対策計画」が定められている。
- ・防災意識の高揚のため、市町や消防機関、森林組合、森林所有者等が一体となって、山火事予防運動を実施している。
- ・滋賀県森林保全巡視指導員を配置し、森林のパトロールや普及啓発活動を行っている。

監査の意見

森林保全課の事務事業については、治山事業、山火事予防などの未然防止、災害の事後対応等を行っており、本監査で定義する危機が想定される事務がないことなどから、今回の監査においては特に付すべき意見はなかった。

(10) 自然環境保全課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 自然公園施設の管理および維持補修に関すること

○危機事象

台風や地震等で自然公園施設や長距離歩道に破損等が生じる。

○危機管理の状況

- ・施設管理受託者には「自然公園施設管理基準」を示し、利用者に安全確保を指導することや、施設の安全確認を行うことを定めている。また、損傷等による利用上の不都合が生じた場合は、速やかに県へ報告させることとしている。
- ・風水害や地震による自然公園施設や長距離歩道の破損に対しては、施設管理受託者が行う施設の維持管理と点検で対応している。

イ 事業名 公の施設に関すること

○危機事象

台風や地震等で指定管理者が管理する施設に破損等が生じる。

○危機管理の状況

- ・施設を管理する指定管理者が、平時から緊急時の想定を踏まえた維持管理を実施している。なお、危機事象発生時には、速やかに県へ報告させることとしている。
- ・指定管理者と締結している協定において、事故等の報告義務を定めている。
- ・把握した情報から、利用者にとって危険な箇所について、立入禁止等の措置を講じている。

ウ 事業名 入札事務に関すること

○危機事象

入札の中止や落札決定の取消し等の事案が発生する。

○危機管理の状況

- ・土木交通部監理課が実施する建設工事等発注事務取扱説明会や電子入札システム端末操作研修に参加するなど、職員の能力向上に努めている。
- ・複数職員で積算のチェックを行いミスの発見に努めるとともに、「電子入札システム操作マニュアル」を確認しながら事務を進めている。
- ・研修に参加した職員が、課内会議等の場を用いて伝達研修を実施している。

エ 事業名 鳥インフルエンザに関すること

○危機事象

鳥インフルエンザがまん延し、県内の家禽類に伝染するとともに、人にも感染が広がる。

○危機管理の状況

- ・環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザにかかる対応技術マニュアル」および「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス（調査）マニュアル」により、家禽類へのまん延を未然に防止するため、野鳥における鳥インフルエンザの発生状況を早期に把握する。
- ・死亡野鳥等の原因調査や、野鳥の渡りが始まる10月から3月までを基本として、マニュアルに基づく糞便調査を実施している。
- ・鳥インフルエンザの発生を早期に発見するため、県ホームページにより、死亡野鳥の回収や糞便調査の実施、死亡野鳥への接し方、感染リスクの高い種等について情報を提供している。
- ・滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策本部および同対策会議において、情報の収集、分析と県民への情報提供および防疫対策、関係機関との連絡調整を行っている。

オ 事業名 狩猟免許試験・更新に関すること

○危機事象

狩猟免許試験問題が漏えいする。

○危機管理の状況

- ・試験問題に関する資料等を人目に付く場所に放置しないなど、厳重な管理を実施している。
- ・作成した試験問題（印刷物）を厳重に保管している。
- ・電子データについてはパスワードを設定するなど、未然の漏えい防止策を講じている。

カ 事業名 ツキノワグマに関すること

○危機事象

ツキノワグマが集落へ侵入し、人身被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・本県に分布するツキノワグマ地域個体群の安定維持を前提に、人身被害の回避および林業被害を減少させることを目的として、ツキノワグマの保護管理に努めている。
- ・人の生活域においては人の安全を最優先し、「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に従い、捕獲することも含めてクマの出没による危機管理を徹底することとしている。
- ・ツキノワグマの主たるエサ資源であるドングリの作柄を調査することによって、大量出没の発生する可能性を早期に予測し、公表している。
- ・出没が予測される地域に市町を通して注意喚起を徹底するためのチラシを配布するとともに、県ホームページ等により情報提供を行っている。

監査の意見

自然環境保全課の事務事業については、野生生物や自然公園に関することであり、特に危機管理を要する事務としては鳥インフルエンザへの対応があるが、環境省の指導のもと、野鳥調査や検査体制が整備されていることなどから、今回の監査においては特に付すべき意見はなかった。

(ii) 健康福祉政策課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 災害時要援護者支援

○危機事象

災害救助法が適用されるような災害や、多くの被害者が出るような大規模事故により人的・物的損害が発生し、災害ボランティアセンターを開設する事案が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画」および「滋賀県災害ボランティアセンター設置運営要綱」に基づき、地震、風水害等の災害発生時に、災害ボランティアに関する情報提供、相談、連絡調整等を行い、災害ボランティア活動の支援を行うこととしている。
- ・平時より滋賀県社会福祉協議会に滋賀県災害ボランティアセンターを設置しており、平時から人材育成や訓練を行い、災害発生時に非常時体制への移行を行うこととしている。
- ・ボランティアやNPO関係機関、団体等で構成する「災害ボランティアセンター運営協議会」を設置し、各団体等と平時から連携し災害ボランティアセンターの機動・運営訓練を実施している。

イ 事業名 社会福祉法人、社会福祉施設の監査に関すること

○危機事象

自宅から監査対象施設へ直接行くため監査資料を持ち帰ったところ、資料の入った鞆を電車で置き忘れ、何者かに情報が漏えいし、法人・施設が不利益を被る。

○危機管理の状況

- ・個人情報や部外秘情報等の管理については、基本的に「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」および「滋賀県情報セキュリティ対策基準」により対応している。
- ・監査資料を持ち出す場合は、所属長の許可を得る、寄り道をしない、電車の網棚には置かない、車の中に置いたままにしないなど、管理を徹底している。

ウ 事業名 災害救助に関すること

○危機事象

風水害、地震、事故災害、原子力災害等により、災害救助法の適用が必要と判断される甚大な被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・災害救助法の適用については、災害救助法、同施行令、滋賀県災害救助法施行細則等の定めるところに従い、災害発生時には被害状況の把握に努め、必要と認める場合は、速やかに所定の手続きを行うこととしている。
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定を10企業と締結し、災害時における物資等の輸送や保管等に関し、滋賀県トラック協会や滋賀県倉庫協会と協定を締結している。
- ・「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」に基づき、琵琶湖西岸断層帯地震による最大被害想定避難者数83,000人の1日分の食料、生活用品を備蓄している。
- ・備蓄物資の払出し訓練を、滋賀県トラック協会や企業等と連携を図りながら実施している。

監査の意見

① 災害時対応業務の体制について

健康福祉政策課は、大規模災害時、速やかに食料および寝具等の生活必需品を被災者に対し応急物資として払い出す事務や災害救助法の適用に関する事務等、災害救助に関する専門性の高い重要な業務を担っている。

災害時において、この応急対応業務を迅速かつ円滑に実施していくためには、専門性の高い人材の確保と緊急時に実際に人を動かせる仕組みづくりが求められる。

については、他の部局との連携のもと、実効ある災害時対応業務の体制確保に万全を期されたい。

② 災害時の健康福祉部の業務継続計画について

健康福祉部においては、業務継続計画を策定しているが、災害時、部全体としてそれぞれの業務にどのように人員を配置するかまでは定められていない。

健康福祉部は、感染症対策や医療対策、水道水の安全対策など、人の生命と健康に関する非常に重要な業務を担っていることから、災害時においても継続しなければならない通常業務が多くある。

このため、部全体で大規模災害時の被害想定や対策の検証等を行うこと、異なる部署や被害の少ない地域からの応援体制の整備を検討するなど、人を動かせる仕組みを作ることが必要である。

については、健康福祉部において、災害への直接対応業務と最低限必要な通常業務を並行して実施するための、実効ある業務継続体制の確立に万全を期されたい。

③ 災害時の備蓄・支援物資の払出しについて

災害時の応急物資の備蓄については、一定の方針が定められ、品目・量とも適切に保管されている。

また、輸送体制についても、東日本大震災を契機に、輸送調整所の設置や滋賀県倉庫協会、全国物流ネットワーク協会との協定締結等の取組が進められている。

しかし、災害時の備蓄・支援物資は、被災地の情報をもとに、必要な物資(品目)を、必要な場所に、必要な量を届けることが重要であり、全国から送付、集積された支援物資をどのように仕分し配布するのかなども含め、備蓄・支援物資を被災地(避難所等)に確実に届ける必要がある。

については、東日本大震災の教訓をもとに、災害時の備蓄・支援物資の払出しが迅速かつ的確に行われるような仕組みづくりに努められたい。

(12) 健康長寿課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 感染症に関すること

○危機事象

海外で確認された鳥インフルエンザが、ヒトからヒトへ持続的に感染するウイルスに変異し、新型インフルエンザが発生する。国内や県内で急速に感染者が拡大し、県民生活や県民経済に多大な影響を与える。

○危機管理の状況

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に留めることや、社会・経済を破綻に至らせないことを基本方針とし、「滋賀県感染症予防計画」では、感染症健康危機管理体制の構築について規定している。
- ・感染症発生動向のサーベイランスを実施し、感染症の発生動向の把握に努め、流行状況に応じて注意報、警報の発令により注意喚起を行っている。
- ・新型インフルエンザ対策研修会や実動訓練を実施している。

イ 事業名 感染症に関すること

○危機事象

鶏を飼養する農家において、鳥インフルエンザが発生し、養鶏場従業員が感染し、発症する。

○危機管理の状況

- ・農政水産部において、農場での鳥インフルエンザ発生防止対策を実施するとともに、農政水産部および琵琶湖環境部において、飼育鶏および野鳥の鳥インフルエンザウイルス保有状況をモニタリングし、鳥インフルエンザ発生の早期発見に努めている。
- ・滋賀県感染症情報(週報・月報)として、地域ごとの発生状況を取りまとめ、ホームページやメールにより情報提供を行っている。
- ・鳥インフルエンザ発生時には、保健所により防疫作業従事者の感染予防の指導を行う。
- ・高病原性鳥インフルエンザ防疫対策研修会や防護服着脱訓練を毎年実施している。

ウ 事業名 災害時歯科保健医療体制に関すること

○危機事象

被災地の歯科診療所の機能が停止し、歯科口腔等の健康状態が悪化したことにより、誤嚥性による肺炎等の患者が発生する。

○危機管理の状況

- ・平成19年3月に滋賀県と滋賀県歯科医師会において「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結し、県からの派遣要請により、歯科医師会は歯科医療救護班を編成し、避難所または災害現場等の医療救護所等に派遣することとなっている。

- ・滋賀県歯科医師会においては、「大災害歯科医療救護マニュアル」を作成し、医療救護活動を行うための体制を整備している。

エ 事業名 特定疾患治療研究事業に関すること

○危機事象

自然災害により、県庁内にあるパソコンが機能せずシステムが運用できなくなり、特定疾患医療受給者証の交付事務に支障が出る。

データの毀損または消失により業務に支障が出る。

○危機管理の状況

- ・データのバックアップを4週間に1回行っており、申請書は紙媒体でも保管している。

オ 事業名 栄養士免許に関すること

○危機事象

自然災害により、県庁内にあるパソコンが機能せずシステムが運用できなくなり、栄養士免許の交付事務に支障が出る。

データの毀損または消失により業務に支障が出る。

○危機管理の状況

- ・データのバックアップを4週間に1回行っており、申請書は紙媒体でも保管している。

カ 事業名 災害時栄養改善に関すること

○危機事象

県内の被災地に避難所が設置され、集団生活により慢性疾患患者が重症化したり、感染症の集団発生等によって県民の栄養状態が悪化したりする。

○危機管理の状況

- ・栄養状態の把握や食事に配慮が必要な人への支援等について、市町および県の役割を記載した「災害時における栄養・食生活支援マニュアル」の作成について検討中であり、策定後は市町と共有し、あわせて県民へも周知していく予定である。

キ 事業名 先天性代謝異常等検査に関すること

○危機事象

災害時に先天性代謝異常等の検査を委託検査機関で実施できず、異常を早期に発見できなくなるため、死に至る場合や発達の遅れが生じる。

○危機管理の状況

- ・検査機関の機器の破損等で検査が実施できない場合や検査機関の職員が出勤できない場合、検査後精密検査が必要となった場合など、想定される様々な問題点や課題を抽出して他府県の取組を確認し、検査機関と対応策を協議していく予定である。

ク 事業名 小児慢性疾患児等支援事業に関すること

○危機事象

災害時にライフラインの途絶により人工呼吸器や酸素等の医療機器などを使用する児童の療養生活に支障が生じる。

○危機管理の状況

- ・個別ケースごとに担当学会等で情報共有し、災害時の安否確認など初動活動の内容を確認している。
- ・毎年、小児慢性特定疾患継続申請時に家族等との面接を行い、状況確認を行うとともに、災害時の心構えや対応について情報提供を行っている。

ケ 事業名 慢性腎臓病対策に関すること

○危機事象

災害時に、透析医療機関の被災やライフラインの途絶によって、透析の実施が不可能になり、生命の危機にさらされる患者が発生する。

○危機管理の状況

- ・災害発生時における透析患者等の安全を確保するため、「人工透析・クラッシュシンドローム担当マニュアル」に基づき対応する。
- ・該当する透析医療機関に毎年調査を実施し、医療機関の状況を確認するとともに、災害時情報伝達シミュレーション訓練を実施している。
- ・患者に対しては、医療機関を通して人工透析患者災害時対応シートを配布しており、患者カード、身体障害者手帳の常時携帯、各個人の定期薬の常時携帯等呼びかけている。

コ 事業名 不妊治療費助成事業に関すること

○危機事象

自然災害により、県庁内にあるパソコンが機能せずシステムが運用できなくなり、特定不妊治療費の助成事務に支障が出る。

データの毀損または消失により業務に支障が出る。

○危機管理の状況

- ・データのバックアップを定期的に行っており、申請書は紙媒体でも保管している。

サ 事業名 原子爆弾被爆者援護の事務に関すること

○危機事象

自然災害により、県庁内にあるパソコンが機能せずシステムが運用できなくなり、被爆者健康手帳の交付事務に支障が出る。

データの毀損または消失により業務に支障が出る。

○危機管理の状況

- ・データのバックアップを定期的に行っており、台帳を整備している。

シ 事業名 小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること

○危機事象

自然災害により、県庁内にあるパソコンが機能せずシステムが運用できなくなり、小児慢性特定疾患治療受給券の交付事務に支障が出る。

データの毀損または消失により業務に支障が出る。

○危機管理の状況

- ・データのバックアップを3週間に1回行っており、申請書と診断書は紙媒体でも保管している。

ス 事業名 災害時保健師活動の推進に関すること

○危機事象

県内の被災地に避難所が設置され、集団生活により慢性疾患が重症化したり、感染症の集団発生等によって県民の健康状態が悪化したりする。

○危機管理の状況

- ・「大規模災害時における保健活動マニュアル」を作成し、発災後、市町からの要請を受けてから保健活動を行う人員を派遣するまでの体制やルールを定める予定である。

監査の意見

① 災害発生時の業務継続計画について

健康長寿課には、感染症対策など人の命と健康に関わる業務が多く、災害が起こっても継続しなければならない通常業務が多い。

災害発生時に課としてどれだけの人が災害対応に当たらなくてはならないのか、また、その時どの業務を優先して実施するのかという順位付けを整理するのが課題である。

については、県民の生命と健康を守るため、実効ある業務継続体制の確立に万全を期されたい。

② 危機発生時の対応業務の体制について

健康長寿課は、新型インフルエンザをはじめとする感染症の発生など、緊急に対応をしなければならない業務を担っている。

感染症の発生が確認された場合、まん延防止が危機管理の最も重要な事項であり、全庁的な体制で危機管理に当たらなければならないことから、医療分野の専門性の高い人材の確保と緊急時に実際に人を動かせる仕組みづくりが求められる。

については、他の部局との連携のもと、危機発生時の対応業務の体制の確保に万全を期されたい。

③ 各種マニュアルと実際の対応について

健康長寿課をはじめ健康福祉部の各種マニュアルについては、専門的な分野を扱っていることもあって、それぞれの業務について詳細に記述されている。

しかし、それぞれの緊急時に、これらのマニュアルの内容を全部理解し、的確に対応することは実際上困難であると考えられることから、最優先の業務を速やかに把握できる簡潔なマニュアルの整備についても検討しておく必要がある。

については、危機発生時において、本庁と保健所が一体となって機能するような実効ある仕組みづくりについて、マニュアルの作り方も含め検討されたい。

④ 感染症の予防と拡大防止について

新型インフルエンザ、O-157 などの腸管出血性大腸菌やノロウイルス等による感染症が発生し、ひとたび感染が拡大すると、多数の県民の生命・健康に甚大な被害や社会・経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。

※「4（特に重要と考えられる危機管理について）」において、「感染症の予防と拡大防止について」意見を記述。

(13) 医務薬務課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 緊急被ばく医療体制に関すること

○危機事象

福井県または若狭湾沖で発生した大規模地震により、福井県に立地する原子力発電所で事故が発生し、放射性物質が大気中に放出される。

○危機管理の状況

- ・住民の生命・身体を原子力災害から守るため、総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、緊急被ばく医療体制の構築を図ることを基本方針としている。
- ・「滋賀県緊急被ばく医療体制」においては、平時の対応として、体制の整備や人材の育成等を規定している。また、現在作成中の「緊急被ばく医療マニュアル」に情報の共有化や連絡体制、非常時参集ルールについて規定する予定である。
- ・緊急被ばく医療に対応するため、放射線測定資機材、除染資機材、医療資機材等の整備・維持と医療チーム等が行う医療活動実施のために必要な医薬品等を円滑に供給できるよう努めることとしている。

イ 事業名 災害医療体制の整備に関すること

○危機事象

大規模地震等（台風・大雨による洪水・土砂崩れ等）が発生し、家屋等が全半壊し、ライフライン、医療施設等も含め甚大な被害が生じ、死者、負傷者も多数に及び、緊急の医療救護活動の必要が生じる。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）」および「同計画（震災対策編）」では、災害拠点病院の整備等医療救護活動体制や広域医療体制の構築およびフェーズに応じた医療救護活動の実施が定められ、「滋賀県保健医療計画」では、災害時においても必要な医療が確保される体制の構築が定められている。
- ・「広域災害時医療救護活動マニュアル」を整備し、平時から体制確保等に努め、災害時における医療救護活動に関する協定を医療機関、関係団体と締結している。
- ・医療機関の耐震化、通信手段の複数化等の整備を支援している。
- ・今年度、災害医療体制検討会を設置して、「広域災害時医療救護活動マニュアル」の見直し、災害医療コーディネーターの設置、広域医療搬送に関することなど、東日本大震災の経験やそこから得られた知見に基づいて災害医療体制の見直しを行っている。

ウ 事業名 新型インフルエンザ等に関すること

○危機事象

新型インフルエンザの発生により、多数の住民に健康被害が発生し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を供給する必要が生じる。

○危機管理の状況

- ・国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に沿って、現在「滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定中である。
- ・「滋賀県保健医療計画」において、健康危機管理対策として抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、供給について規定されており、国の方針に従い、国民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。
- ・新型インフルエンザ発生時には、備蓄タミフル供給フローに基づき、流通状況や使用状況を踏まえ、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸売販売業者を通じて供給することとしている。

エ 事業名 医薬品に関すること

○危機事象

無承認無許可・品質不良医薬品等の大量流通により、住民の健康被害が大規模に発生する。

○危機管理の状況

- ・厚生労働省の「薬事監視指導要領」に基づき、「薬事・毒物劇物監視指導マニュアル」を作成し、医薬品による事故の未然防止と事故の際の適切な対応を規定している。
- ・医薬品等製造販売業者や製造業者、薬局、医薬品販売業者に対しては、一斉監視、試験検査および更新時の定期調査等を実施している。
- ・県民に対しては、毎年「薬と健康の週間」事業を実施し、医薬品等の正しい知識の普及啓発や県内各薬局でのポスターの掲示、県民へのパンフレットの配布を行っている。
- ・事故発生時には、直ちに医薬品の品質、安全対策を所管している厚生労働省に通報し、協議のうえ同時に報道発表することとしている。また、必要に応じ、関係市町や薬剤師会、薬業協会等に情報提供することとしている。

オ 事業名 毒物劇物に関すること

○危機事象

毒物劇物を保管する倉庫や運搬車輛から大量の毒物劇物が流出し、付近住民に大規模な健康被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」の「毒物劇物貯蔵施設応急対策計画」および「毒物劇物、危険物等流出応急対策計画」に位置付けられている。
- ・毎年、全数の35%を目標として、毒物劇物販売業者に対して毒物劇物一斉監視指導を実施し、毒物劇物による健康被害を未然に防止している。また、製造業者等に対して更新時の定期調査を実施している。
- ・万一事故が発生した場合には、事故を起こした事業者等に対して保健衛生上の危害を防止するための必要な応急措置を講ずるように指示する。
- ・「事故発生時における解毒剤の供給要領」を策定して解毒剤を備蓄している。
- ・医務薬務課および県内各保健所に防護服一式、防毒マスク、吸収缶カートリッジを2セットずつ保有している。

監査の意見

① 災害発生時の業務継続計画について

医務薬務課には、医療対策など人の命と健康に直接関わる重要な業務を担っていることから、災害時においても継続しなければならない通常業務が多い。

災害発生時に課としてどれだけの人が災害対応に当たらなくてはならないのか、また、その時どの業務を優先して実施するのかという順位付けを整理するのが課題である。

については、県民の生命と健康を守るため、実効ある業務継続体制の確立に万全を期されたい。

② 緊急被ばく医療について

平成25年3月に初期および二次被ばく医療機関を指定する「滋賀県緊急被ばく医療体制」を整備し、現在、その実施計画である「緊急被ばく医療マニュアル」を作成中であるが、国からはスクリーニングの方法や緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)内でのヨウ素剤の服用について具体的に示されていないなど、多くの課題がある。

※「4(特に重要と考えられる危機管理について)」において、「原発事故への対応について」意見を記述。

③ 広域災害・救急医療情報システムの運用について

広域災害・救急医療情報システムには、災害時において医療機関の被害状況を迅速に把握する医療機関状況モニター機能がある。

災害時に、被災のため情報の入力ができない病院が生じた場合、健康福祉事務所に設置している当該システムで代行入力することができるが、職員を対象とした代行入力の訓練は実施されていない。

広域災害・救急医療情報システムは、広域的な災害発生時に、病院の被害状況やライフラインの状況、患者受入れの可否などを迅速に把握し、この情報をもとに、災害派遣医療チーム(DMAT)の要請等、厚生労働省および他府県と連携した医療救護活動を行うものであり、各医療機関の被災等の情報の入力は不可欠である。

については、広域災害時において、迅速な医療救護活動が的確に行われるよう、健康福祉事務所による被害状況等の代行入力の訓練も含め、広域災害・救急医療情報システムの適切な運用に努められたい。

(14) 生活衛生課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 水道水の危機管理について

○危機事象

大規模地震や風水害、施設の老朽化等による水道施設の損傷、原子力災害、油等流出事故などによる水道水源の汚染が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画(震災対策編)」では上下水道施設の安全化が、「同計画(風水害等対策編)」では給水計画が、「同計画(原子力災害対策編)」では飲食物の摂取制限等がそれぞれ定められている。
- ・水道事故および水質汚染事故等の発生時には、「滋賀県水道水健康危機管理実施要綱」に基づき、各事業者から速やかな報告を求めて情報共有を行うとともに、応援給水の要請に迅速に対応する。また、水道施設の早期復旧についても支援を行うこととしている。
- ・原子力施設の事故等緊急事態発生時には、浄水処理後の水道水の放射性物質検査を適切に行うため、「滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領」を定め、高島健康福祉事務所管内や湖北健康福祉事務所管内の水道事業者に対する訓練を実施している。

イ 事業名 温泉に関すること

○危機事象

温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる爆発事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・平成20年度に、温泉の採取に伴う災害の防止を目的とした温泉法の改正により、温泉採取の許可制が導入され、法令に基づき厳正に審査することにより可燃性天然ガスによる爆発事故の未然防止を図っている。
- ・今後は、温泉採取者から定期的に自主点検の実施状況を報告させ、その報告内容等をもとに、必要に応じて立入検査の実施を検討する。

ウ 事業名 食中毒に関すること

○危機事象

0-157等による死亡または重篤な食中毒事件、学校・事業所、社会福祉施設等における広域かつ大規模な食中毒事件、原因不明や犯罪等により社会に与える影響の大きい特殊な食中毒事件が発生する。

○危機管理の状況

- ・食品衛生法の規定に基づき、毎年度「食品衛生監視指導計画」を定め、関係施設に対する監視指導を実施して食中毒の未然防止を図っている。
- ・食中毒(疑い)事例の発生に際しては、「食中毒処理要領」に基づき、生活衛生課食の安全推進室、各保健所および衛生科学センターが相互に連携して情報を共有し迅速かつ正確な調査を行い、その原因食品、病因物質および発生要因等を究明するとともに、適切な措置を講じることで事故の拡大と再発の防止を図っている。
- ・特に集団給食施設における食中毒を予防するために、ハサップ(HACCP)の概念に基づき、調理過程における重要管理事項を明示し、点検の記録化や改善措置の徹底等を求めている。

以上のほか、監査側において想定した危機の概要

ア 事業名 BSE対策に関すること

○危機事象

BSEの感染牛の食肉が市場に流通する。

○危機管理の状況

- ・これまでの継続的なBSE対策により、平成14年1月生まれの牛を最後に、11年間BSEの発生は確認されていない。
- ・平成25年5月に、国際獣疫事務局(OIE)から、日本は「無視できるBSEリスク国」と認定されるとともに、内閣府食品安全委員会ではBSE検査の対象牛を48か月齢超に見直すとする評価が取りまとめられた。
- ・これまでの各種の対策により日本では安全が確認された牛肉のみが市場に流通していることから、対象機関は、今回の監査で問われた危機については想定されないものと考えている。

監査の意見

① 食の安全・安心について

冷凍食品への農薬混入事件や食品表示偽装事件が発生し、また、学校給食等でノロウイルスによる大規模な食中毒が頻発していることから、県民の食の安全・安心を確保するための一層の取組が必要となっている。

※「4(特に重要と考えられる危機管理について)」において、「食の安全・安心について」意見を記述。

② 食中毒の未然防止について

大規模な食中毒が発生した場合等においては、保健所単独での調査が困難となることが予想される。このため、食品安全監視センターや他の保健所職員等が応援するバックアップ体制など、緊急時の危機管理体制が整備されている。

また、平時においては、食品関係事業者に対する効率的な食品衛生監視指導を行うとともに、食品関係事業者による自主衛生管理の向上と充実を指導し、食品による事故の未然防止に努めることとしている。

しかし、生活衛生課の主要な業務である食品衛生監視指導について、3万件を超える食品関係営業施設に対して、定期的に監視指導を行っているが、複数人体制による十分な監視指導が行えないこと、また、事業者への情報提供や指導相談が十分できていないことなどを踏まえ、指導體制の強化が望まれる。

については、食の安全・安心確保の推進を図るため、食品衛生上の事故等の発生状況を考慮し重点監視の内容を定めるなど、より効果的な食品衛生監視指導に努められたい。

③ 原発事故時における水道水の放射性物質汚染対策について

琵琶湖環境科学研究センターは、原発事故が起きた場合の琵琶湖への放射性物質の流入について、琵琶湖水のうち原子力規制委員会による飲料水の摂取制限基準値を超過する面積は、北湖で最大30%程度、南湖で最大40%程度であり、期間は長い場合で北湖で10日間程度、南湖で7日間程度になるとの試算結果を公表したところであり、原発事故時における水道水の放射性物質汚染対策や県民の正しい理解のための適切な情報提供が課題となっている。

※「4(特に重要と考えられる危機管理について)」において、「原発事故への対応について」意見を記述。

(15) 甲賀環境事務所

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 産業廃棄物処分業、廃棄物処理施設に関すること

○危機事象

廃棄物処理施設において、自然災害や設備の故障、人的な誤操作などにより、施設が損壊して汚水や油等が大規模に漏えいし、著しく環境が汚染され、その結果、生活環境保全上の支障と重大な被害が生じる。

○危機管理の状況

- ・事業者等の原因者に対して、被害拡大防止のための指示が行えるよう「油等流出事故時の対応要領」により初動体制の確立を図り、また、油流出事故時の役割分担を踏まえながら迅速かつ的確な事故対応ができるよう努めている。
- ・平時から、甲賀合同庁舎内の各機関による水質事故対応連絡会議において水質事故発生時の役割や備蓄資材の確認を行っている。
- ・関係機関や事業者団体との協働による水質事故被害拡大防止訓練を実施している。
- ・廃棄物処理施設立入り時において、施設の確認および必要に応じて指導を行っている。
- ・組織改正等に伴う「油等流出事故時の対応要領」の見直しを随時行っている。

イ 事業名 その他環境公害に関すること

○危機事象

事業場等からの有害化学物質や油等の飛散流出により、周辺地域の環境の汚染を招き、その結果生活環境の保全に重大な支障や被害が生じる。

道路上で、大型タンクローリーの横転事故により油が流出し、河川への流入により、水道水源停止等の事態をひきおこす。

工場・事業場の被災を起因として施設の損壊から油等が大規模に漏れ、公共的水域へ流出することにより、水道原水、魚や農作物等に被害を及ぼす。

○危機管理の状況

- ・事業者等の原因者に対して、被害拡大防止のための指示を行うため、「油等流出事故時の対応要領」により初動体制の確立を行い、油流出事故時の役割分担を踏まえながら迅速かつ的確な事故対応を行えるよう努めている。
- ・平時から、甲賀合同庁舎内の各機関による水質事故対応連絡会議において水質事故発生時の役割や備蓄資材の確認を行っている。
- ・環境リスクの低減、環境汚染事故の未然防止を目的とした工場・事業場への立入調査を行っている。
- ・組織改正等に伴う「油等流出事故時の対応要領」の見直しを随時行っている。

以上のほか、監査側において想定した危機の概要

ア 事業名 不法投棄対策

○危機事象

地中に不法投棄されていた指定有害廃棄物が、土砂崩れにより流出した結果、不法投棄事案が発覚し、生活環境保全上の支障が生じた。

○危機管理の状況

- ・地中に不法投棄されていた指定有害廃棄物が露出した場合で、当該廃棄物に雨水等が触れ緊急に防止策を講じる必要がある場合には環境事務所としても応急対策を実施しなければならないが、それ以外は、循環社会推進課に相談・報告し、適切な方針を立てている。
- ・不法投棄の是正のためには、第一に行為者の特定のために県警との連携が重要になることに加え、行為者の特定後でも刑事告発を行う場合には、頻繁に警察本部との打合せが必要になる。
- ・行為者が特定できない場合には、行政代執行を実施することが考えられるが、環境事務所には行政代執行権が付与されていない。
- ・以上のことから、対象機関は、当該事案について環境事務所が主体的に取り組む危機管理対象事案とは考えていない。

イ 事業名 産業廃棄物不法投棄

○危機事象

不法投棄により環境が汚染される。

○危機管理の状況

- ・生活環境の保全上の支障が生じるような不法投棄の事案では、行為者の捜査に関して県警との連絡調整等が重要になることに加え、行為者に対して措置命令違反等の刑事告発を行うことも考えられるが、頻繁に警察本部との打合せが必要になる。
- ・行為者が特定できては是正しないような場合には、行政代執行を実施することが考えられるが、環境事務所には行政代執行権が付与されていない。
- ・以上のことから、対象機関は、当該事案について環境事務所が主体的に取り組む危機管理対象事案とは考えていない。

ウ 事業名 大気汚染

○危機事象

光化学スモッグやPM2.5等により健康被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・光化学スモッグ等の大気の状態を測定する一般環境測定局は甲賀合同庁舎の敷地内に設置されているが、測定値は直接琵琶湖環境科学センターで管理している。
- ・光化学スモッグ対策については、「滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱」および「滋賀県光化学スモッグ対策実施細則」に基づき、県民に対して注意報等を発令することになっているが、環境事務所としての役割は、平日に注意報等が発令された場合に庁舎玄関に看板を掲示すること等であり、対象機関は、当該事案について環境事務所が主体的に取り組む危機管理対象事案とは考えていない。
- ・PM2.5についても同様に、環境政策課からの通知により光化学スモッグ対策に準じた措置を実施するものであり、対象機関は、当該事案について環境事務所が主体的に取り組む危機管理対象事案とは考えていない。

監査の意見

① 事業者の危機管理体制について

油漏れ等の事故が発生した際、基本的には事業者が対応することになっている。

事故の防止策、施設の安全性の確認、緊急時の連絡体制の確保および危機管理体制の整備などについて、事業者に対して定期的に立入調査を行っているが、限られた人員の中で必ずしも指導が十分とは言えない現状である。

事故発生時、事業者における行政との連絡体制や危機管理体制が十分でない場合は、情報伝達や初期対応に遅れが生じ、事故発生時の被害が拡大するおそれがあるため、事業者に対する指導を強化する必要がある。

については、事業者に対する研修会や訓練の実施により、事故防止や施設の安全性確保に対する意識付けを行うとともに、定期的な立入調査における指導強化を図り、事業者の危機管理体制の充実・強化に努められたい。

(16) 高島健康福祉事務所

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 庁舎の管理・運営

○危機事象

健康福祉事務所の庁舎が、地震による建物の倒壊や敷地の液状化、電源喪失、断水等により、庁舎での業務の遂行が全部または一部不可能になる。

○危機管理の状況

- ・業者の点検等に基づき、必要に応じて施設の点検と補修等を実施している。
- ・本事象への対応は庁舎機能の移転や施設の補修等を伴うことから、事業としての対応を超えるため、危機事象への対応の基本方針はないとしている。

イ 事業名 地域災害医療体制の確保

○危機事象

大規模地震や原子力災害等が発生し、多数の死者や負傷者、建物全壊等の被害が発生し、医療救護活動が必要な事態となる。

○危機管理の状況

- ・「湖西地域災害時医療救護活動マニュアル」により平時からの体制確保等について規定し、災害発生時における円滑な情報共有と連携および迅速な対応を図っている。
- ・震度 6 弱以上の地震等大規模災害が発生した場合の混乱期は、高島市医師会、医療機関等の医療従事者をはじめ行政関係者が医療救護活動を行う。

ウ 事業名 県地域防災計画に基づく災害対策地方本部健康福祉班の運営

○危機事象

風水害や大規模地震発生により多くの被災者が避難し、物資の支援や社会福祉施設入所者、入院患者の転院などの必要が生じる。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画」に基づき、災害対策地方本部が設置され、うち健康福祉班を所掌する。
- ・高島健康福祉事務所は、「危機管理初動マニュアル」で健康福祉班等の業務を担っている。
- ・災害対策地方本部の設置に伴い、各職員が災害救助や医療救護等それぞれの担当業務を行う。

エ 事業名 難病対策

○危機事象

地震災害や水害、原子力災害等が原因で、人工呼吸器等の電源喪失により生命の維持が困難になる。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」および「同計画（原子力災害対策編）」に位置付けられている。
- ・難病患者等に対し、特定疾患医療受給者証更新手続き時や訪問時等において、災害時の対応に関する情報提供や啓発・指導を行っている。
- ・マニュアル等に基づき、対象者リストの作成などを行い、対象者の状況を把握するとともに、市町と連携して患者に対する指導や対策等を実施している。

オ 事業名 地下タンクの管理

○危機事象

暖房用地下タンクから灯油が近接の普通河川へ漏えいし、さらに琵琶湖へ流れ出して、湖水を汚染する。

○危機管理の状況

- ・基本方針として、暖房用地下タンクからの灯油漏えい等に際して、河川や琵琶湖への拡散を防ぐための応急措置および事後措置を速やかに行うこととしている。
- ・危機管理目標として、漏えいした灯油をできる限り敷地内に留め、オイルフェンス等の敷設や関係機関への通報を行い、河川への流出を防ぎ、最悪の場合でも琵琶湖への拡散を防ぐこととしている。

カ 事業名 健康危機管理業務

○危機事象

健康被害の原因が特定できないような事態の発生により、健康被害が拡大する。

○危機管理の状況

- ・健康危機の原因を推定できるものについては、それぞれの原因別マニュアルで対応することとしている。
- ・健康危機の原因が特定できない場合などは、「健康危機管理マニュアル」により、本庁所管課を中心に関係機関等と連携を図りながら対応することとしている。
- ・健康危機の発生時には、まず、原因を推定し、個別のマニュアルでの対応を実施するが、個別マニュアルで対応できない時は、「健康危機管理マニュアル」に基づき、各職員がそれぞれ情報収集等の業務を行う。
- ・所内調整や他機関（部局）との連携が必要と判断される場合は、所内会議や健康危機管理調整会議を開催し、関係機関と連携を図りながら対応することとしている。

キ 事業名 温泉に関すること

○危機事象

温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる爆発事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・平成20年度に、温泉の採取に伴う災害の防止を目的とした温泉法の改正により温泉採取の許可制が導入され、法令に基づき厳正に審査することにより、可燃性天然ガスによる爆発事故の未然防止を図っている。
- ・今後は、温泉採取者から定期的に自主点検の実施状況を報告させ、その報告内容等をもとに必要に応じた立入検査の実施を検討する。

ク 事業名 水道水の危機管理について

○危機事象

大規模地震や風水害、施設等老朽化、原子力災害、油等流出事故などによる水道原水および水道施設に対する危機が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」では上下水道施設の安全化が、「同計画（風水害等対策編）」では給水計画が、「同計画（原子力災害対策編）」では飲食物の摂取制限等が定められている。
- ・「滋賀県水道水健康危機管理実施要綱」に基づき、水道事故および水質汚染事故等の発生時には、各事業者からの速やかな報告に基づく情報共有を行うとともに、応援給水の要請に迅速に対応し、また水道施設の早期復旧についても支援を行うこととしている。
- ・「滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領」により、水道水の放射能汚染に対して水道水や水道原水の放射性物質の検査を適切に行うため、管内で取水（試料採取）訓練を実施している。

ケ 事業名 食中毒に関すること

○危機事象

0-157等による死亡もしくは重篤な食中毒事件、学校や事業所、社会福祉施設等での大型給食施設における広域かつ大規模な食中毒事件および原因不明や犯罪等の社会に与える影響の大きい特殊な食中毒事件が発生する。

○危機管理の状況

- ・「食品衛生監視指導計画」を定め、各施設における食中毒の未然防止と発生時の対応について監視・指導している。
- ・「食中毒処理要領」に基づき、食中毒事件もしくはその疑いがある事例の発生に際し、関係機関が相互に緊密に連携し迅速かつ正確な調査を行い、その原因食品等を究明し、適切な措置を講じて事故の拡大と再発の防止を図っている。
- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」では、集団給食施設等に調理過程における重要管理事項を示し、点検記録や改善措置等を求めている。

コ 事業名 狂犬病に関すること

○危機事象

狂犬病に感染した犬による咬傷事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県狂犬病対応マニュアル」に基づき、平時から市と連携した狂犬病予防注射の徹底を図り、咬傷事故対応を行っている。
- ・高島健康福祉事務所では徘徊犬の相談や咬傷事故の状況、高島市が実施している狂犬病予防接種の状況等の情報を高島市と共有し、事象発生に備えた連携体制を築いている。

サ 事業名 医薬品に関すること

○危機事象

無承認無許可医薬品や品質不良医薬品等の大量流通により、大規模な住民の健康被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・厚生労働省の「薬事監視指導要領」に基づき、「薬事・毒物劇物監視指導マニュアル」を作成し、医薬品による事故の未然防止と事故の際の適切な対応を規定している。
- ・医薬品等製造販売業者、製造業者、薬局、医薬品販売業者に対して、一斉監視、試験検査および更新時の定期調査等を実施している。

シ 事業名 毒物劇物に関すること

○危機事象

毒物劇物を保管する倉庫や運搬車輛から、大量の毒物劇物が流出し、付近住民に大規模な健康被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」の「毒物劇物貯蔵施設応急対策計画」および「毒物劇物、危険物等流出応急対策計画」に位置付けられている。
- ・事故が発生した場合には、事故を起こした事業者等に対して保健衛生上の危害を防止するための必要な応急措置を講ずるように指示している。
- ・「毒物劇物一斉監視指導実施要領」を毎年作成し、全数の35%を目標として毒物劇物販売業者に対して一斉監視指導を実施している。また、製造業者等に対して更新時の定期調査を実施している。

ス 事業名 感染症発生に関すること

○危機事象

鶏を飼養する農家において鳥インフルエンザが発生し、濃厚接触者の養鶏場職員が鳥インフルエンザに感染し、さらに患者家族が発症し、ヒトからヒトへの感染が確認され新型インフルエンザと認定される。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県感染症予防計画」により、感染症予防の推進計画を定めるとともに感染症危機管理について規定している。
- ・基本方針として、感染拡大を可能な限り抑制し健康被害を最小限に留めることや社会・経済を破綻に至らせないこと、県民の生命および健康を保護することとしている。
- ・感染症発生動向のサーベイランスを実施し、感染症の発生動向の把握に努め、流行状況に応じて注意報や警報の発令により注意喚起を行っている。
- ・「新型インフルエンザ対策行動計画」により抗インフルエンザ薬等を備蓄している。

監査の意見

① 緊急被ばく医療について

高島健康福祉事務所の管内にはUPZが含まれており、原子力災害発生時には被ばく医療救護活動が求められるが、原子力災害に備えた特別な人員体制や機器の配備などはなく、防護服も保管されていない状況にある。

現在、医務薬務課において、「緊急被ばく医療マニュアル」を作成中であり、作成後は、このマニュアルに沿った訓練や検証等を行うとともに、高島市や医療機関等とマニュアルについて情報の共有を図ることが求められる。

については、関係機関との連携のもと、災害時の被ばく医療救護活動に欠くことのできない資機材等の整備を含め、地域における緊急被ばく時の医療救護活動に万全を期されたい。

(17) 中央子ども家庭相談センター

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 児童虐待通告の受理・初期対応

○危機事象

生命に関わる重篤な児童虐待事案が発生する。

○危機管理の状況

- ・厚生労働省作成の「子ども虐待対応の手引き」を基本に対応している。
- ・児童虐待通告があった場合は、通告から48時間以内に当所もしくは関係機関により児童の安否を直接目視で確認し、安全が確保されないと判断した場合は児童を一時保護することとしている。

イ 事業名 児童虐待通告の受理・初期対応

○危機事象

家庭訪問時に職員が保護者から暴力を受ける。

○危機管理の状況

- ・危機の発生を想定して複数職員による家庭訪問を原則としている。また、事態の発生時には危機から退避し、当所へ連絡するとともに、保護者の状態等に応じ所轄警察署へ臨場を要請することとしている。
- ・平成25年度、児童相談所に警察職員が配置されたことから、周辺情報から粗暴性のあると推測される保護者等への家庭訪問時には同行訪問するよう体制を見直した。

ウ 事業名 児童および家庭に関する相談、援助

○危機事象

個人情報等を含む記録・資料が入ったケースファイルを紛失する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県情報セキュリティ緊急時対応計画」および「滋賀県情報セキュリティ対策基準」に基づく対応を基本としている。
- ・原則、個人情報を含むデータ・記録等は所外へ持ち出せないが、やむを得ず持ち出す場合は「保護データ持出簿」により所長の許可を得て、公共交通機関ではなく公用車を利用し、寄り道せず、データ・記録等を手元から離さないことを徹底している。

エ 事業名 児童相談所、婦人相談所、婦人保護施設の管理・運営

○危機事象

児童相談所一時保護所の厨房から出火して建物火災が発生し、保護児童等が負傷する被害が出る。

○危機管理の状況

- ・一時保護所の厨房も含め、常に火災予防を心掛けるとともに、消防設備の点検等を行っている。
- ・職員は、常に保護児童や保護女性等の居場所や動きを把握し、安全確保や避難誘導に支障がないようにしている。
- ・保護児童および保護女性等に対して入所時に避難経路等を説明している。
- ・消防計画に基づき自衛消防組織を設置し、火災発生時の役割分担を明確にしている。また、毎年度、消防避難訓練（通報・初期消火・避難）を2回実施している。

オ 事業名 児童相談所、婦人相談所、婦人保護施設の管理・運営

○危機事象

県内で発生した大規模地震により、子ども家庭相談センターの建物が一部損壊し、火災も発生して来所者等が負傷する被害が出る。

○危機管理の状況

- ・消防計画において、火災発生時の各部署（職員）への連絡体制を整備するとともに、全職員に消防計画を配布し情報共有を図っている。
- ・消防計画に基づき自衛消防組織を設置し、火災発生時の役割分担を明確にしている。また、毎年度、消防避難訓練（通報・初期消火・避難）を2回実施している。

カ 事業名 児童相談所一時保護所の管理・運営

○危機事象

虐待による保護児童の保護者が、児童相談所一時保護所に乱入する。

○危機管理の状況

- ・厚生労働省作成の「児童相談所運営指針」では、面会等を制限している保護者の面会要求などを拒むなど、児童の福祉を最優先した毅然とした対応等を定めている。
- ・一時保護所の「危機管理マニュアル」により、面会が認められない保護者の来所は玄関外で複数職員により対応し、指示に従わない場合や危害のおそれがある場合は所轄警察署へ連絡することとし、夜間は玄関を施錠し、インターホンの使用による対応等を行っている。

キ 事業名 女性相談所一時保護所・婦人保護施設の管理・運営

○危機事象

DVによる保護女性の関係者が、女性相談所一時保護所に乱入する。

○危機管理の状況

- ・関係者が冷静になるよう説得するとともに、その状態等に応じて所轄警察署へ通報することを基本方針としている。
- ・原則、男性の入所を禁止するとともに、複数職員で対応することとしている。
- ・市等の情報により、粗暴性がある配偶者等の来所が予測される場合、休日および夜間に警備を委託した業者の警備員を玄関先に配備している。
- ・危機事象に対応した危機管理マニュアルを整備し、訓練等により職員に周知・徹底を図っている。

ク 事業名 児童相談所一時保護所の管理・運営

○危機事象

一時保護した児童の食物アレルギーに関する情報把握が不十分であったため、アレルギー物質の入った食事を提供し、児童に重篤な中毒症状が発症する。

○危機管理の状況

- ・一時保護所入所時、児童および保護者等からアレルギーも含め健康状態等を聴取し、アレルギーがあった場合は栄養士と調理主任に連絡し適切な食事を提供する。
- ・中毒症状を発症した場合は、児童の状態を確認し可能な応急処置を行うとともに、必要に応じて救急通報を行い、医療機関を受診させる。
- ・専門医師による職員研修の結果を踏まえ、食物アレルギーの未然防止および発症時の対応に関するマニュアルを作成する予定である。

ケ 事業名 児童相談所・女性相談所一時保護所の管理・運営

○危機事象

大規模地震により、児童相談所一時保護所および女性相談所一時保護所の建物が一部損壊する。
ライフライン等にも被害が発生し、保護児童、保護女性および同伴児童の生活に支障が生じる。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」に位置付けられている。
- ・ライフライン等に被害が生じた場合でも、保護児童および保護女性等に外部からの援助が可能となるまでの短期間は、最低限の生活を維持できるよう飲食物等の備蓄を行っている。
- ・保護児童の保護者および保護女性の希望する関係者へ安否連絡を行うこととしている。

コ 事業名 児童相談所一時保護所の管理・運営

○危機事象

無断外出した保護児童が交通事故に遭遇する。

○危機管理の状況

- ・「児童相談所運営指針」や一時保護所の「危機管理マニュアル」において、無断外出について、外出児童の服装の確認や職員による搜索、保護者への連絡、所轄警察署への連絡、保護後の状況確認等の対応を定めている。
- ・職員が常に保護児童の心身の状態を把握し不安定な状態にならないよう、必要に応じて職員の目の届く居室への移動や日課の変更等を行っている。
- ・保護児童の無断外出が発生する都度、原因等を分析し未然防止策や応急対応策を見直している。

監査の意見

① 避難訓練について

厚生労働省の「児童相談所運営指針」では、火災等の非常事態に備え、具体的な避難計画を作成するとともに、月1回以上避難訓練を実施することになっているが、中央子ども家庭相談センターでは、毎月の初めに保護児童等に避難の方法や経路等を説明しているものの、避難訓練は消防計画に定める年2回しか実施していない。

については、児童の入退所が頻繁であることを考慮し、当該児童がどのように行動するかを確認するためにも、「児童相談所運営指針」に定めがある月 1 回以上の避難訓練の実施を徹底すべきである。

② 危機に備えた体制作りについて

中央子ども家庭相談センターの周辺には民家がないこともあり、保護児童の無断外出や、保護女性の関係者で面会を禁止されている者の訪問等に備えて、平時から地域の見守りなど協力体制を整えることが求められる。

また、火災や地震が発生し、保護児童や保護女性等の生活が困難になった場合の協力体制も整えることが求められる。

については、一時保護所として、平時から地域の見守りなどの支援や、災害時の業務継続が可能となるような関係機関との協力体制の整備に努められたい。

(18) 北部流域下水道事務所

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 汚水汚泥維持管理業務

○危機事象

薬品タンク、重油小出槽（配管接続部を含む。）の経年劣化により薬品や重油が漏えいし流出する。また、薬品受入れ時に補給箇所の破損が生じ、薬品が漏えいし流出する。

○危機管理の状況

- ・日常点検により薬品タンクや重油タンク、燃料小出槽からの漏えいがないかを確認している。日常目視点検ができない重油地下タンクについては、年に一度の気密漏えい試験を業者に委託している。
- ・危機事象発生時には、東北部浄化センター配備体制表に基づき参集し、県職員はオイルマット、中和剤の調達業務を行い、維持管理委託業者は緊急対応業務を行う。
- ・年に一度、薬品や重油の漏えい訓練を実施している。

イ 事業名 汚水汚泥維持管理業務

○危機事象

機器の故障により水処理、汚泥処理が停止する。

○危機管理の状況

- ・日常点検（電流値、温度、異音等）により故障箇所を未然に察知することとしている。
- ・点検により基準値を逸脱したもの、基本運転時間を超過したものは積極的に分解点検を行う。
- ・危機事象発生時には、東北部浄化センター配備体制表に基づき参集し、県職員は製造メーカー等修繕業者への連絡、処理剤、滅菌剤の調達業務を行い、維持管理委託業者は緊急対応業務を行う。
- ・機器の実際の故障に対する訓練はできないため、停電時緊急訓練の際に、すべての機器を一旦停止して、運転を再開する訓練を行っている。

ウ 事業名 長寿命化計画策定に係る管渠内点検業務

流域下水道幹線管渠維持管理業務

○危機事象

管渠の老朽化により道路の陥没が生じ、交通事故等が発生するとともに通行止めなどの混乱が生じる。汚水が流下不能となり、上流マンホールから溢水等が生じる。マンホール周辺部が圧密沈下し、マンホール部が吐出する。

○危機管理の状況

- ・供用済み幹線管渠の管内調査を 5 年ごとに行い、管渠内の腐食老朽化、漏水、変形、クラック等を調査し、劣化の激しい場所が発見された場合は修繕を行っている。
- ・危機事象発生時の応急対応の体制については「滋賀県流域下水道災害等対策要綱」により確立している。
- ・マンホールポンプ設置箇所の停電を想定した電気停電訓練や緊急時対応模擬訓練を行っている。

エ 事業名 流域下水道幹線管渠維持管理業務

○危機事象

下水道管の破損事故により、下水道の使用が不能となる。

○危機管理の状況

- ・近接工事の届出があればその内容を審査し、下水道管に支障があると判断される場合は離隔を確保するとともに工法の変更等について協議し、破損などが生じないように努めている。
- ・職員等は、誰でも即時に事故対応できるように、供用開始幹線管渠約121kmを浄化センターから南北に分けて、職員全員で地表面点検パトロールを実施している。（頻度）2回/月、3人/回
- ・委託業者により、マンホールポンプの点検時に付近の管渠・マンホールを点検している。
- ・危機事象発生時の情報の収集、伝達および報告や応急対策を行うための体制については「滋賀県流域下水道災害等対策要綱」により確立している。
- ・マンホールポンプ設置箇所の停電を想定した電気停電訓練や緊急時対応模擬訓練を行っている。

オ 事業名 建設工事等の入札および工事経理等に関すること

○危機事象

下水道工事およびこれに関する業務委託の入札事務において、手続きの不備、積算ミスにより入札を中止し、公共工事等に対する県民の信頼を損ねた。

○危機管理の状況

- ・「下水道工事設計書改算チェックリスト」により複数職員でチェックを行い、ミスの防止に努めている。
- ・土木交通部の入札契約に関する取組の準用や危機事象の検証を行い、適宜、改善を図っている。

カ 事業名 建設工事等の入札および工事経理等に関すること

○危機事象

運営協議会委員の推薦書類等の紛失により、委員の個人情報漏えいする。

設計者（工務側）と電子入札掲載者（事務側）とのデータのやり取りの際の操作ミスにより設計内容が漏えいする。

入札関係図書掲示の際、書類の添付ミスにより入札に不必要な情報が漏えいする。

設計積算中の離席時に、パソコンのふたの閉じ忘れにより工事費等の積算情報が漏えいする。

設計図書を机の上に放置したまま帰宅したことにより設計内容が漏えいする。

予定価格書の保管場所の施錠忘れにより予定価格が漏えいする。

○危機管理の状況

- ・個人情報や行政の公正かつ円滑な執行に著しく支障が生じるおそれのある工事関係情報の漏えいを防止するため、以下のことを行っている。
 - ◇委員名簿は鍵のかかる机で保管している。
 - ◇データは複数ではなく担当がファイルサーバで管理している。
 - ◇設計積算中の離席時はパソコンのふた閉じやロックを行っている。
 - ◇設計図書は箱に入れて鍵のかかるロッカーで保管している。
 - ◇予定価格書は金庫で保管している。
- ・個人情報保護や情報セキュリティ対策について、職場研修や情報セキュリティ対策チェックシートなどにより職員に周知徹底を図っている。

キ 事業名 流域下水道の維持管理に関すること

○危機事象

大規模地震による処理場（水処理施設、汚泥処理施設等）、管渠・マンホール、ポンプ場等の損傷、台風や前線に伴う集中豪雨等の異常な自然現象により、下水道施設の機能停止や汚水の溢水が発生する。

○危機管理の状況

- ・滋賀県が管理する流域下水道施設に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に際し、「滋賀県流域下水道災害等対策要綱」においてその情報の収集、伝達および報告ならびに応急対策について明確にし、その体制を確立するために必要な事項を定め、下水道施設の機能保全に万全を期している。
- ・水害に対しては、各処理区において「大雨等の異常時における運転計画について」により、円滑かつ安定的に施設運転ができるように大雨等の異常時の運転操作方法を定めている。
- ・降雨等による汚水流入量増大原因の「不明水」について、県および関連市町が一体となって不明水の原因究明と対策を進めている。

- ・「大雨等の異常時における配備・連絡体制等」を課内職員へ周知している。
- ・停電を想定し、自家用発電機をマンホールポンプ場に搬送し、ポンプを稼働させる訓練を実施している。
- ・震災に対しては、阪神淡路大震災を契機に下水道施設の耐震基準が大幅に改定され、その基準に基づき処理場、管渠、ポンプ場の耐震診断を行い、その結果に基づき耐震対策に取り組んでいる。
- ・重要公共土木施設および建築物の被害状況を把握するとともに、即時の情報を収集するための訓練を年 1 回実施している。
- ・地震により下水道施設が被災した場合でも、従来よりも迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、非常時対応計画、事前対策計画および訓練・維持改善計画等を定めた「下水道業務継続計画」の策定に着手している。

監査の意見

① 下水道の処理システム停止等の緊急時体制について

下水道の処理システムの運転監視を行う操作は、専門的かつ経験の積み重ねの部分も多く、緊急時の復旧については、委託業者以外の対応は技術的にも即応性においても困難である。

また、委託業者が入札結果等により交替した場合、習熟するまでの間における緊急時の対応に不安がある。

については、下水道の処理システム停止時における緊急時体制について、県として最低限何をすべきかなどを含め、その対応方針を検討することが望まれる。

② 緊急時対応について

平成25年台風18号による水害では、ポンプ場の水没による下水道機能の停止や下水道マンホールからの溢水が発生した。

また、下水道機能の停止時に下水道使用自粛の広報を行った際に、住民の間で混乱等も生じた。

については、被害想定を検証や今まで経験したことのない緊急事態を教訓に、現場の目線で実際に動けるマニュアルの整備など、今後の災害等への備えに努められたい。

③ 業務継続計画について

琵琶湖環境部部局版（下水道課）の業務継続計画は策定されているが、北部流域下水道事務所においては、現在策定中である。

業務継続計画の策定後は、防災対応力の向上のため、備蓄資材の確保など、同計画に従い着実に対応を図られたい。

(19) 近江学園

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 施設入所支援

○危機事象

生活棟パントリーから出火して生活棟および作業棟が延焼する大規模火災が発生し、園生等が負傷する被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・火災の予防、人命の安全を図ること、被害を最小限に留めることを目標としている。
- ・平時から、火災予防および地震時の出火防止とその火災の拡大を防止するため、防火担当責任者および火元取締責任者を置いている。
- ・避難訓練・消火および基礎訓練を毎月 1 回実施し、総合訓練を年 2 回行っている。

イ 事業名 施設入所支援

○危機事象

大規模地震の発生により、建物の内部が損壊して厨房より火災が発生し、園生等が負傷する被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・人命の安全を図ること、被害を最小限に留めることを対応の基本方針としている。
- ・平時から、火災予防および地震時の出火防止とその火災の拡大を防止するため、防火担当責任者および火元取締責任者を置いている。

- ・自衛消防隊を設置し、園長を自衛消防隊長に、副園長を自衛消防副隊長として、連絡班・医療班・給食班・避難誘導班・救助班の組織を定め、対応することとしている。

ウ 事業名 施設入所支援

○危機事象

入浴時間における園生支援において、他児童が入浴中にパニックになり、職員がその児童の支援をしているとき、浴槽内で別の児童が発作を起こし溺れた。

○危機管理の状況

- ・園生が事故と関わる危険性を常に認識して生活支援を行っている。
- ・各部署勤務者の中からケアリーダーを設置し、園生の把握を徹底して行うこととしている。
- ・建物や設置備品における危険物の取扱いを把握、理解し、各部署で点検した記録を園長まで毎週回覧している。
- ・安全な支援を実施するために、職員は園生の状況把握に対する知識、技術を習得するための研修に積極的に参加している。

エ 事業名 施設入所支援

○危機事象

夜間に児童が無断外出し、市内の工場で保護される。

○危機管理の状況

- ・「無断外出対応要綱」により、園内で日常生活中に発生した無断外出や園外で指導中の園生を見失った場合の対応等を定めている。
- ・「無外発生対応マニュアル」により、該当園生の特定と通報および捜査本部の設置を行うこととしている。
- ・生活班で想定訓練を年 2 回行い、園生への対応の検討や見直しを行っている。

監査の意見

① 地域との協力体制の確保について

近江学園は市街地から離れたところにあり、平素から、市町をはじめ近隣の福祉施設、自治会等と連携をとり、協力関係を確保しながら、災害時には互いに協力し合い、園生の安全の確保を図ることが求められる。

については、日頃からの地域との関わりと連携をより一層密にして、非常の際の協力体制の強化を図るため、災害時の協力協定（一時入所等）を締結することが望まれる。

また、無断外出が発生した場合の捜索協力などにおいても、同様に地域との関わりを重視し、平素から園生単独の外出を目撃した場合の施設への連絡など、地域との絆づくりやつながりを大切にしていくことが望まれる。

3 総論意見

今回の監査を通じて、各対象機関が想定している危機に対する危機管理の状況をあらためて概観すると、いくつかの機関に共通して見られる課題が浮かび上がったところであり、それらについて整理したので、以下のとおり意見とする。

ア 情報システムや委託業者等への依存度の高まりと専門的人材の確保等について

事務の電子化が進み、各種の電算システムが稼働しており、様々な事務事業がシステムに依存している状況が見られる。

また、下水道の処理システムの運転監視など、高度な専門性と技術的な知識・経験が必要な業務について、委託業者等に大きく依存している側面もある。

さらに、災害救助法の適用に関する事務や、感染症の拡大への対応など、高度な専門的知識と経験が必要な事務事業についても、特定の担当者への依存度が高まり、職員の在籍年数が長期化する傾向が見られ、これらに対応できる県職員の専門的な人材の確保とどう折り合いを付けるかが、大きな課題と考えられる。

については、限られた人的資源の中で、非常時にあって専門的な人材を確実に配置することには実際上限界が

あることから、依存度が高いそれぞれの事務事業の現状をあらためて検証のうえ、危機管理の観点から、どうバランスさせると最適な状態に近付けることができるか、今後検討していく必要がある。あわせて、平時から専門的、技術的な知識・経験をいかに職員間で共有し、着実に若手職員へつないでいくのかについても、留意しなければならない。

イ 危機管理対応マニュアルについて

危機に備えたマニュアルの整備状況について調査したところ、例えば平成25年台風18号の際に下水道事業において想定外の被害が発生したが、非常時の対応マニュアルが整備されていなかった事例があった。そのほか、マニュアルは作成されていたものの内容が実際に機能するものになっているか疑問な場合、全体量が膨大なマニュアルも見られ非常時にその全てを理解することが到底困難と考えられるもの、さらには、本庁と地方機関それぞれが作成されているものの現実的には一体的に機能させる必要があるものなど、様々な課題が見受けられた。

大規模地震等の災害発生時には、職員自身の被災や、交通機関の麻痺、道路渋滞等により、想定している参集人員が確保できないことが十分見込まれ、その際にはマニュアルに頼るほかない状況となる。

については、非常時に、最優先の業務を速やかに把握できる簡潔なもので、担当者以外の職員でも実際に動ける現実的で実効あるマニュアルを整備しておくとともに、実践的な訓練等を通して、内容を繰り返し検証し、より有効に活用できるものに改善していく必要がある。

ウ 業務継続計画の実効性の確保・向上について

業務継続計画とは、大規模地震発生等の非常時に備えて、応急業務と通常業務を特定するとともに、応急業務と並行して、特定した非常時優先業務の継続に必要な措置を講じることにより、適切な業務執行を確保することを目的とした計画である。

本県においては、現在、防災危機管理局主導のもと、各機関において業務継続計画を策定されているところであり、その策定状況について調査したところ、計画自体を現在策定中である機関、策定はされているものの現実的に計画どおり機能するのか懸念があるもの、部全体の計画と所属の計画の間で現実的かつ十分な調整が行われているのか不安があるものなどが見受けられた。

県の業務継続計画は、県民の安全・安心の基本であり、自然災害が発生した際に業務の継続が危機に瀕した場合、とりわけ県民の生命と健康に関する事務事業を行う部局にあっては、住民が生命の危機にさらされることになる。

また、緊急時対応手順を整理しているだけでは不十分であり、重要業務を目標復旧時間内に復旧するために、各対応の時間的・予算的・人的制約を踏まえ、いつまでに、何を優先して、どこまで実施するのかを明確にし、部全体と所属、本庁と地方機関との計画の調整を図っておくことが重要となる。

については、こうした点を踏まえつつ、より現実的かつ実効性の高い計画となるよう一層努力されたい。

エ 危機に備えた地域の協力体制づくり

子ども家庭相談センターや障害児施設にあっては、一時保護や入所により多数の児童や要保護女性が生活しており、それぞれの機関において、大規模災害等の非常事態が発生した場合に備えた各種の危機管理対策が講じられているところであるが、こうした際に各機関が単独でできる対応には自ずと限界がある。

児童等の命を預かっているという施設の性格から、児童自身の無断外出や保護女性への加害関係者の面会要求等を含めて、あらゆる非常事態に対して万全な体制をとっておく必要がある。

については、各機関が危機管理体制の充実・強化に不断の努力を重ねるとともに、平素から周辺の地域住民や関係機関等との関わりを密にし、良好な関係を築くよう心掛け、大規模地震等の非常時における相互の協力体制について協定を結ぶなど、地域との絆を結び、施設が地域に見守ってもらえるような関係づくりに努められたい。

4 特に重要と考えられる危機管理について

今回の監査では、前記2および3において、対象機関個別の意見、複数の対象機関に共通すると考えられる点について意見を記したところであり、各対象機関ともに限られた予算的・人的資源のもとで、現時点で考え得る対策は概ね講じられていると認められるものの、ひとたび発生した場合は被害が広範かつ大規模で、長期にわたって継続する危機も含まれている。

については、県民生活や地域社会、そして県政の円滑な運営に極めて重大な支障を及ぼすこうした危機の管理について、以下のとおり意見を付す。

ア 情報システム停止への対応について（情報政策課）

県庁で日々取り組まれている業務については、多様な形で情報システムが活用されており、情報システムへの依存度が高くなっている。

阪神淡路大震災や東日本大震災においては、自治体の情報システムがダウンし、長期間にわたって甚大な影響を受けたところである。

本県においては、地震等大規模災害に備え、ネットワークや主要システムのバックアップ対策、外部のデータセンターの利用、重要データの分散保管等の対策を講じており、一定の成果が挙げられているところであるが、今後対策を強化すべき課題も残されている。

大規模災害が発生し、情報システムが停止した場合には、県民へのサービスや県の業務がストップし、その影響は広範かつ大規模で、長期化が避けられない。

については、大規模な災害発生に備え、情報システムのハードウェアとネットワークの強化に万全を期されたい。

イ 情報セキュリティ対策について（情報政策課）

電子情報化の進展とともに、個人情報記録された USB メモリの紛失やウイルス感染等、電子情報の流出、漏えいや情報の盗難、破壊等の事案が頻発している。

全国の公的機関における情報セキュリティの事故は、平成23年度には539件にのぼっており、そのうち情報漏えいの事故が481件（89%）で、次いで不正アクセス・ウイルス関連が31件（6%）であった。

本県でも、メール送信時に誤って他人のアドレスを漏えいした事案や個人情報が入ったハードディスクを紛失するなどの事案が発生している。また、不正アクセスについて、平成 25 年度において外部からの不正アクセスをブロックした件数は11月末で既に67万件を超えている。

こうした状況を踏まえ、本県では、「滋賀県情報処理規程」を制定し、不正アクセスや不正侵入、コンピュータウイルスによる攻撃など、外部からの脅威から情報システムを守り、データの安全性、サーバの安定稼働を図るとともに、県の情報資産に対する情報セキュリティを確保するための具体的なルール・管理策等を定めた統一的な基準である「滋賀県情報セキュリティ対策基準」に基づき、各種の対策を講じている。

このように、限られた財政的、人的資源のもとで現在考えられる対策は概ね講じられていると認められるが、ひとたび事案が起ると県が保有する膨大な行政情報や県民の個人情報が漏えい、拡散し、取り返しがつかない事態に陥ることが十分考えられる。

については、情報セキュリティ対策について、有効に機能しているかを継続的に検証し、人的、物理的、技術的な水準を高めていく必要がある。

ウ 感染症の予防と拡大防止について（健康長寿課）

感染症は、ひとたび発生して拡大すれば、個人の健康のみならず、社会全体に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、迅速な初動対応が拡大防止の第一要件となる。

本年度、国内においては、風疹、0-157などの腸管出血性大腸菌やノロウイルス等による感染症が大規模に発生したところであり、県内では、平成21年の新型インフルエンザの大流行が記憶に新しい。

とりわけ、新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、パンデミックとなる可能性も考えられる。

県においては、「滋賀県感染症予防計画」に基づき、健康危機管理に求められる迅速かつ確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本として、総合的な感染症対策が図られており、一定の成果が挙げられている。

しかしながら、県民の生命と健康を守る使命を担う県として、感染症に対するより高い危機管理レベルを目指して、不断の努力を重ねる必要がある。

については、県全体として取り組むべき極めて重要な危機管理の一つとして位置付け、感染症の予防と拡大防止に万全を期されたい。

エ 食の安全・安心について（生活衛生課）

近年、国内における冷凍食品への農薬混入事件、牛肉の生食による 0-157 食中毒死亡事件等食の安全を脅か

す全国的な事件や、事業者による食品・産地等の偽装表示、賞味期限の改ざんが明らかになっている。

本県においても、レストランや売店で食品の産地等を偽装表示していた事案が発生したところである。

このように、食の安全性に対する信頼を大きく揺るがす事案が頻発するとともに、食の安心が大きく損なわれ、あわせて、ノロウイルス等による大規模な集団食中毒の発生など、衛生管理面についても県民の不安が広がっている。

こうした状況を踏まえ、県は平成21年に「滋賀県食の安全・安心推進条例」を制定するとともに、条例に基づく「食の安全・安心アクションプラン」を見直し、各種の施策を推進してきたところである。

さらに、新たな諸課題に対応するため、アクションプランを見直し、平成26年3月には向こう5年間の「滋賀県食の安全・安心推進計画」を策定することとしている。

また、不良食品などの流通を防止するため、引き続き、県内製造食品をはじめとする県内流通食品について、計画的かつ効果的な試験検査を行い、特に県民が不安と感じている食品添加物や残留農薬等の検査を実施し、その結果を公表することにより、不安を解消する必要がある。

食の安全・安心に対する関心がこれほど社会的に高まったことはなく、今や食は日々健康な生活を送る上で基本となっていることから、食の安全・安心が確保されなければならない。

については、新たな「滋賀県食の安全・安心推進計画」に即して、県民、関係事業者、県の三者における相互理解、連携および協働により、施策を総合的に推進するとともに、平時における食品検査の徹底など未然防止策の充実・強化と、発生時における危機管理レベルの一層の向上に努められたい。

オ 原発事故への対応について

本県の隣接県には、多数の原子力発電所が立地しており、万一、発電所で事故が発生した場合、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故で見られたように、その影響は計り知れないものがある。

国では平成24年9月19日に原子力規制委員会が発足し、同年10月31日には「原子力災害対策指針」が策定され、本県の一部がUPZに含まれた。

このため、「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」について見直しが重ねられている。

【緊急被ばく医療について】（医務業務課）

平成25年3月に初期および二次被ばく医療機関を指定する「滋賀県緊急被ばく医療体制」を整備し、現在、その実施計画である「緊急被ばく医療マニュアル」を作成中であるが、国からはスクリーニングの方法やUPZ内でのヨウ素剤の服用について具体的に示されていないなど、多くの課題がある。

については、今後示される国の新たな方針を見極めながら、このマニュアルによる訓練と検証を通じて、より実効あるものにするとともに、近隣府県との連携や協力関係を築くなど、本県の被ばく医療体制の整備・充実に努められたい。

【水道水の放射性物質汚染対策について】（生活衛生課）

今般、琵琶湖環境科学研究センターは、東京電力福島第一原子力発電所と同程度の事故が福井県内の原発で発生した場合を想定し、琵琶湖への放射性物質の流入について、琵琶湖水のうち原子力規制委員会による飲料水の摂取制限基準値を超過する面積は、北湖で最大30%程度、南湖で最大40%程度であり、期間は長い場合で北湖で10日間程度、南湖で7日間程度になるとの試算結果を公表したところである。

県においては、この試算結果を踏まえて、水道事業者による放射性ヨウ素や放射性セシウム等に対する浄水場の水処理の徹底と技術の向上を図っていくことが求められる。

また、水道水が摂取制限になる場合に備え、応急給水など迅速な対応が求められる。

さらに、水道事業者がそれぞれの水道水のモニタリングを行う際、県内で検査ができるのは衛生科学センターのほか僅かしかなく、琵琶湖全域で水道水のモニタリングが必要となれば、その体制は万全とは言えない。

については、水道は生活に必要な不可欠のライフラインであることから、今回の試算結果を踏まえ、水道水モニタリング検査体制の充実等水道原水の放射性物質の汚染に備えるとともに、水道水が摂取制限となる期間における飲料水の確保や県民の正しい理解のための適切な情報提供について、万全の対策を講じられたい。

カ 第二の旧アール・ディエンジニアリング最終処分場（RD）問題を起こさせないために（循環社会推進課）

平成11年に最終処分場で高濃度の硫化水素ガスが検出され、環境汚染が表面化したRD問題については、事業

者に責任があることはいうまでもないが、県のそれまでの行政対応を検証すると、県の組織としての対応が十分であったとは言えず、原因者による違反行為を抑止できないままに、この問題を大きくかつ長期化させる結果となり、当事者である事業者の破産によって、問題解決のために県が直接対応せざるを得なくなったところである。

再発を防止するため、県としては立入検査マニュアルの作成、不法投棄監視パトロールの強化、指導監督体制の強化、住民との連携強化といった方策を講じ、平成23年に設置された追加検証委員会では、その後の県の姿勢と対応について一定の評価がされたところである。

しかしながら、RD問題では原因者である事業者が負担すべき巨額のコストを、県民、ひいては国民が負担することになり、同時に膨大な労力の投入を余儀なくされたところであり、今もなお、周辺住民の生活環境上の不安は続いている。

については、第二のRD問題を起こさせないために、とりわけ事業者に対する指導監督の一層の強化・徹底を図るなど、再発防止に万全を期されたい。

5 おわりに

行政の危機管理の目的は、住民の生命・身体・財産に対する重大な被害を防止することにあるが、同時に行政組織（活動）に対する住民からの信頼性の確保という側面があることに留意すべきである。

この監査結果を、単に個別の危機事象の結果に終わらせず、各機関に共通する課題であることを認識し、危機管理の観点から事務事業全般を見直されたい。

